

2017年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
[略]				[同左]					
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物				第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物					
注 [略] 備考 1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。				注 [同左] [新規]					
03.01		魚(生きているものに限る。)			03.01		魚(生きているものに限る。)		
0301.11		[略]			0301.11		[同左]		
0301.19		[略]			0301.19		[同左]		
		－その他の魚(生きているものに限る。)					－その他の魚(生きているものに限る。)		
0301.91		[略]			0301.91		[同左]		
0301.92		[略]			0301.92		[同左]		
0301.93		－こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)			0301.93		－こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)		
	100 0	－養魚用の稚魚	KG		100 0		－養魚用の稚魚	KG	
	200 †	－その他のもの	KG		200 2		－その他のもの	KG	
0301.94		[略]			0301.94		[同左]		
0301.99		[略]			0301.99		[同左]		
03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
		－さけ科のもの(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)					－さけ科のもの(肝臓、卵及びしらすを除く。)		
0302.11		[略]			0302.11		[同左]		
0302.19		－ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0302.19		－ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらすを除く。)		
0302.21		[略]			0302.21		[同左]		
0302.29		－まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0302.29		－まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらすを除く。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0302.31 └ 0302.39		[略] ーにしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カラックス属のもの)、すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロスス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0302.31 └ 0302.39		[同左] ーにしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)及びめかじき(クスイフィアス・グラディウス)(<u>肝臓、卵及びしらを除く。</u>)		
0302.41 └ 0302.44 0302.45	000 2	[略] ーまあじ(トラクルス属のもの)		KG	0302.41 └ 0302.44 0302.45	000 2	[同左] ーあじ(トラクルス属のもの)		KG
0302.46 0302.47 0302.49	100 0	[略] [略] ーその他のもの ーさんま(コロラビス・サイラ)及びむろあじ(デカプテルス属のもの) ーその他のもの		KG	0302.46 0302.47		[同左] [同左] [新規]		
	210 5	ーさわら(スコムベロモルス属のもの)		KG					
	220 1	ーかじき(まかじき科のもの)		KG					
	290 1	ーその他のもの ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)		KG			ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(<u>肝臓、卵及びしらを除く。</u>)		
0302.51 └ 0302.59		[略] ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)			0302.51 └ 0302.59		[同左] ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0302.71		の)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナ属のもの)(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0302.71		の)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
0302.72		[略]			0302.72		[同左]		
0302.73	000 2	---こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)	KG		0302.73	000 2	---こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	KG	
0302.74		[略]			0302.74		[同左]		
0302.79		[略] -その他の魚(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0302.79		[同左] -その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
0302.81		[略]			0302.81		[同左]		
0302.85		---その他のもの			0302.85		---その他のもの		
0302.89		----にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)			0302.89		----にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)		
	110 5	-----ぶり(セリオーラ属のもの)	KG			110 5	-----ぶり(セリオーラ属のもの)	KG	
	190 1	-----その他のもの	KG			190 1	-----その他のもの	KG	
	210 0	-----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)及びキングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)	KG			210 0	-----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)及びキングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)	KG	
	293 6	-----その他のもの	KG			293 6	-----その他のもの	KG	
	294 0	-----たちうお	KG			294 0	-----たちうお	KG	
	299 †	-----ふぐ	KG			299 †	-----ふぐ	KG	
		-----その他のもの	KG			291 4	-----かじき(まかじき科のもの)	KG	
		[削除]			0302.90		-----さわら	KG	
							-----たちうお	KG	
							-----ふぐ	KG	
							-----その他のもの	KG	
							-肝臓、卵及びしらこ		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0302.91	010	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉					---にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵		
		---肝臓、卵及びしらこ			010	2	---にしん(クルペア属のもの)の卵		KG
		---にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵			020	5	---たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵		KG
		---にしん(クルペア属のもの)の卵			090	5	---その他のもの		KG
		---にしん(クルペア属のもの)の卵					[新規]		
		---たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵							
		---その他のもの							
		---ふかひれ							
		---その他のもの							
		---内臓							
0302.92 0302.99	910	---その他のもの							
		---にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)							
		---その他のもの							
		---バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニューテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)							
		---さめ							
		---その他のもの							
		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
		---さけ科のもの(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)					---さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
		[略]			0303.11 0303.19		[同左]		
		---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリア					---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリア		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0303.23		ス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナナ属のもの)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0303.23		ス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナナ属のもの)(<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>)		
0303.24		[略]			0303.24		[同左]		
0303.25	000 6	こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)	KG		0303.25	000 6	こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	KG	
0303.26		[略]			0303.26		[同左]		
0303.29		[略]			0303.29		[同左]		
		一ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)					一ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>)		
0303.31		[略]			0303.31		[同左]		
0303.39		一まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0303.39		一まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>)		
0303.41		[略]			0303.41		[同左]		
0303.49		一にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、ぐるくま(ラストレリ			0303.49		一にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)及び		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0303.51		ゲル属のもの、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カラックス属のもの)、すぎ(ラキュセントロン・カナドウム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0303.51		めかじき(クスイフィアス・グラディウス)(肝臓、卵及びしらを除く。)		
0303.51		[略]			0303.51		[同左]		
0303.54					0303.54				
0303.55	000 4	---まあじ(トラクルス属のもの)		KG	0303.55	000 4	---あじ(トラクルス属のもの)		KG
0303.56		[略]			0303.56		[同左]		
0303.57		[略]			0303.57		[同左]		
0303.59		---その他のもの					[新規]		
	110 5	-----かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)及びむろあじ(デカプテルス属のもの)		KG					
	120 1	-----さんま(コロラビス・サイラ)		KG					
	190 1	-----むろあじ(デカプテルス属のもの)		KG					
	910 0	-----その他のもの							
	920 3	-----さわら(スコムベロモルス属のもの)		KG					
	920 3	-----からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)		KG					
	930 6	-----かじき(まかじき科のもの)		KG					
	990 3	-----その他のもの		KG					
		---さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)					---さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)		
0303.63		[略]			0303.63		[同左]		
0303.69		---その他の魚(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0303.69		---その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)		
0303.81		[略]			0303.81		[同左]		
0303.84					0303.84				
0303.89		---その他のもの			0303.89		---その他のもの		
		----にしん(クルペア属のもの)					----にしん(クルペア属のもの)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
110	3	の、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)		KG			の、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG
122	1	ぶりにしん(クルペア属のもの)		KG	110	3	ぶりにしん(クルペア属のもの)		KG
129	1	その他のもの バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)		KG			ぶりにしん(クルペア属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG
211	6	たい(たい科のもの)		KG			あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG
219	0	その他のもの		KG					
293	4	その他のもの		KG					
294	5	たちうお		KG	121	0	あじ(デカプテルス属のもの)		KG
295	6	めぬけ類(セバステス属のものに限る。)		KG	122	1	ぶりにしん(クルペア属のもの)		KG
296	0	ぎんだら		KG	123	2	さんま(コロラビス属のもの)		KG
297	1	きんめだい		KG	129	1	その他のもの バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)		KG
298	2	あゆ		KG			たい(たい科のもの)		KG
231	5	くさかりつぼだい(ブセウドペンタケロス・ウエエレリに限る。)		KG	211	6	たい(たい科のもの)		KG
299	†	その他のもの		KG	219	0	その他のもの		KG
		[削除]			220	1	ししやも その他のもの		KG
		魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉			291	2	かじき(まかじき科のもの)		KG
					292	3	さわら		KG
					293	4	たちうお		KG
					294	5	ふぐ		KG
					295	6	めぬけ類(セバステス属のものに限る。)		KG
					296	0	ぎんだら		KG
					297	1	きんめだい		KG
					298	2	あゆ		KG
					231	5	くさかりつぼだい(ブセウドペンタケロス・ウエエレリに限る。)		KG
					299	†	その他のもの 肝臓、卵及びしらこ		KG
				0303.90	010	0	にしん(クルペア属のもの)の卵		KG
					020	3	たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵		KG
					090	3	その他のもの [新規]		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0303.91	010	6		KG					
	020	2		KG					
	090	2		KG					
0303.92	000	2		KG					
0303.99	100	4		KG					
	911	3		KG					
	912	4		KG					
	919	†		KG					
	991	†		KG					
	992	0		KG					
	993	1		KG					
	999	†		KG					
03.04					03.04				

ー肝臓、卵及びしらこ
 ーにしん(クルペア属のもの)の卵
 ーたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵
 ーその他のもの
 ーふかひれ
 ーその他のもの
 ー内臓
 ーその他のもの
 ーにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオウラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)
 ーにしん(クルペア属のもの)及びたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)
 ーさば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)
 ーその他のもの
 ーその他のもの
 ーバラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニュープテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)
 ーからふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)
 ーさめ
 ーその他のもの
 魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)
 ー魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ

魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)
 ー魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キューリス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユ

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0304.31 }		及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			0304.31 }		ス属又はキルリヌス属のもの、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0304.39		[略]			0304.39		[同左]		
0304.41 }		—その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			0304.41 }		—その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0304.46		[略]			0304.46		[同左]		
0304.47	000	3			0304.47		[新規]		
0304.48	000	2		KG	0304.48		[新規]		
0304.49		[略]			0304.49		[同左]		
0304.51	000	6		KG	0304.51	000	6		KG
0304.52 }		—その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			0304.52 }		—その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0304.55		—ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)			0304.55		—ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルビオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		
0304.56	000	1		KG	0304.56		[新規]		
0304.57	000	0		KG	0304.57		[新規]		
0304.59	100	0		KG	0304.59	100	0		KG
		—にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)					—にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		
	210	5		KG		210	5		KG
		—その他のもの					—その他のもの		
		—バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニューテルス属のもの)及びたい(たい科)					—バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニューテルス属のもの)及びたい(たい科)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		のもの) [削除]					のもの) -----さめ		KG
	291	-----その他のもの -----くろまぐる(トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)		KG	291	2	-----くろまぐる(トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)		KG
	292	-----みなみまぐる(トゥヌス・マッコイイ)		KG	292	3	-----みなみまぐる(トゥヌス・マッコイイ)		KG
	299	-----その他のもの -魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(冷凍したものに限る。)		KG	299	3	-----その他のもの -魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(冷凍したものに限る。)		KG
0304.61 }		[略]			0304.61 }		[同左]		
0304.69		[略]			0304.69		[同左]		
0304.71 }		[略]			0304.71 }		[同左]		
0304.79		-その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)			0304.79		-その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)		
0304.81 }		[略]			0304.81 }		[同左]		
0304.87		[略]			0304.87		[同左]		
0304.88	000	4 -----さめ及びえい(がんぎえい科のもの)		KG			[新規]		
0304.89		[略] -その他のもの(冷凍したものに限る。)			0304.89		[同左] -その他のもの(冷凍したものに限る。)		
0304.91		[略]			0304.91		[同左]		
0304.92		[略]			0304.92		[同左]		
0304.93	000	6 -----ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)		KG	0304.93	000	6 -----ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0304.94		の)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)			0304.94		[同左]		
0304.95		[略]			0304.95		[同左]		
0304.96	000	3 ---さめ		KG			[新規]		
0304.97	000	2 ---えい(がんぎえい科のもの)		KG			[新規]		
0304.99		---その他のもの			0304.99		---その他のもの		
		----にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG			----にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG
	110	5 ----にしん(クルペア属のもの)		KG	110	5	----にしん(クルペア属のもの)		KG
	120	1 ----ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG	120	1	----ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG
		----その他のもの					----その他のもの		
	910	0 ----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)		KG	910	0	----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)		KG
		[削除]							
	930	6 ----からふとししやも(マルトウス・ヴィルロス)		KG	920	3	----さめ		KG
		----その他のもの			930	6	----ししやも		KG
	991	4 ----くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)		KG	991	4	----くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)		KG
	992	5 ----ふぐ		KG	992	5	----ふぐ		KG
	993	6 ----いとより(すり身のものに限る。)		KG	993	6	----いとより(すり身のものに限る。)		KG
	994	0 ----みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)		KG	994	0	----みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)		KG
	999	† ----その他のもの		KG	999	†	----その他のもの		KG
03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)			03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		
0305.10		[略]			0305.10		[同左]		
0305.20		[略]			0305.20		[同左]		
		一魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るも					一魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るも		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0305.31	000	3		KG	0305.31	000	3		KG
			のとし、くん製したものを除く。)					のとし、くん製したものを除く。)	
			ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)					ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	
0305.32			[略]		0305.32			[同左]	
0305.39			[略]		0305.39			[同左]	
			ーくん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)					ーくん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)	
0305.41			[略]		0305.41			[同左]	
0305.43			[略]		0305.43			[同左]	
0305.44	000	4		KG	0305.44	000	4		KG
			のとし、くん製したものを除く。)					のとし、くん製したものを除く。)	
			ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)					ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	
0305.49			[略]		0305.49			[同左]	
			ー乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)					ー乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	
0305.51			[略]		0305.51			[同左]	
0305.52	000	3		KG				[新規]	
			のとし、くん製したものを除く。)					のとし、くん製したものを除く。)	
			ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)					ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	

新(2017年)				旧(2016年)								
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位				
			I	II				I	II			
0305.59	900	5	---	KG	0305.59		---					
			---	KG							---	KG
	010	6	---	KG			010			6	---	KG
			---	KG			---	KG				
	020	2	---	KG		020	2	---	KG			
	090	†	---	KG		090	2	---	KG			
0305.61 }			[略]		0305.61 }		[同左]					
0305.63 }					0305.63 }							
0305.64	000	5	---	KG	0305.64	000	5	---	KG			
			---	KG				---	KG			
0305.69	010	3	---	KG	0305.69	010	3	---	KG			
	091	0	---	KG		091	0	---	KG			
	099	1	---	KG		099	1	---	KG			

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0305.71		一魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉			0305.71		一魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉		
0305.72		[略]			0305.72		[同左]		
	400	――魚の頭、尾及び浮袋		KG			――魚の頭、尾及び浮袋		
		―――浮袋					―――くん製したもの		
		―――その他のもの			110	2	―――太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		KG
	110	―――くん製したもの		KG					
		―――太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)							
	190	†―――その他のもの		KG	190	†	―――その他のもの		KG
		―――乾燥したもの					―――乾燥したもの		
	210	4―――さけ科のもの		KG	210	4	―――さけ科のもの		KG
		―――その他のもの					―――その他のもの		
		―――にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)					―――にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		
	221	1―――コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)		KG	221	1	―――コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)		KG
		―――その他のもの			222	2	―――その他のもの		KG
	229	2―――その他のもの		KG	229	2	―――その他のもの		KG
		―――塩蔵したもの及び塩水漬けたもの					―――塩蔵したもの及び塩水漬けたもの		
	310	6―――さけ科のもの		KG	310	6	―――さけ科のもの		KG
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	321	3―――にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)		KG			―――にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)及びかたくちいわし(エングラウリス属のもの)		
		―――にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)					―――にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラ		
	322	4―――コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥ		KG	321	3	―――にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラ		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0305.79	323	5	ス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)		322	4	スィイ)		KG
			かたくちいわし(エングラウリス属のもの)				コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)		KG
			その他のもの		323	5	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)		KG
	324	6	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)		324	6	その他のもの		KG
			その他のもの				にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)		KG
			その他のもの		329	4	その他のもの		KG
			その他のもの				その他のもの		KG
	400	5	内臓				くん製したもの		KG
			その他のもの		110	2	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		KG
			その他のもの				その他のもの		KG
			乾燥したもの		190	†	乾燥したもの		KG
			さけ科のもの		210	4	さけ科のもの		KG
		その他のもの				その他のもの		KG	
		にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又				にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属		KG	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0306.11	000	0		KG	0306.11				
		問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) - 冷凍したもの -- いせえびその他のいせえび科のえび(パリス属、パリス属又はヤス属のもの)		KG			問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) - 冷凍したもの -- いせえびその他のいせえび科のえび(パリス属、パリス属又はヤス属のもの)		
					100	2	-- -- -- くん製したもの		KG
					200	4	-- -- -- その他のもの		KG
0306.12	000	6		KG	0306.12		-- ロブスター(ホマリス属のもの)		
					100	1	-- -- -- くん製したもの		KG
					200	3	-- -- -- その他のもの		KG
0306.14					0306.14		-- かに		
	010	0		KG	100	6	-- -- -- くん製したもの		KG
	020	3		KG			-- -- -- その他のもの		
	030	6		KG	010	0	-- -- -- たらばがに		KG
	040	2		KG	020	3	-- -- -- ずわいがに		KG
	090	3		KG	030	6	-- -- -- がざみ		KG
					040	2	-- -- -- けがに		KG
					090	3	-- -- -- その他のもの		KG
0306.15	000	3		KG	0306.15		-- ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)		
					100	5	-- -- -- くん製したもの		KG
					200	0	-- -- -- その他のもの		KG
0306.16	000	2		KG	0306.16		-- コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブロン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの)		
					100	4	-- -- -- くん製したもの		KG
					200	6	-- -- -- その他のもの		KG
0306.17	000	1		KG	0306.17		-- その他のシュリンプ及びブロン		
					100	3	-- -- -- くん製したもの		KG
					200	5	-- -- -- その他のもの		KG
0306.19					0306.19		-- その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)		
	100	1		KG			-- -- -- えび		
	200	3		KG	110	4	-- -- -- くん製したもの		KG
					190	0	-- -- -- その他のもの		KG
							-- -- -- その他のもの		
					210	6	-- -- -- くん製したもの		KG
					290	2	-- -- -- その他のもの		KG
							- 冷凍してないもの		
0306.31	000	1		KG	0306.21		-- いせえびその他のいせえび科のえび(パリス属、パリス属又はヤス属のもの)		
					100	6	-- -- -- 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG
0306.32	000	0		KG			-- -- -- くん製したもの		KG
					500	0	-- -- -- その他のもの		KG
0306.33					200	1	-- -- -- その他のもの		KG
	110	4		KG	0306.22		-- ロブスター(ホマリス属のもの)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0306.34	121	1	-----	KG	0306.24	5	-----	KG	
	129	2	-----	KG		100	5	-----	KG
	130	3	-----	KG		500	6	-----	KG
	140	6	-----	KG		200	0	-----	KG
	150	2	-----	KG				-----	
	190	0	-----	KG				-----	
0306.35	000	5	---	KG			---		
0306.36	100	6	---	KG	110	6	---	KG	
	900	1	---	KG	121	3	---	KG	
			---		129	4	---	KG	
0306.39	100	2	---	KG	130	5	---	KG	
	900	4	---	KG	140	1	---	KG	
			---		150	4	---	KG	
0306.91	100	6	---	KG	190	2	---	KG	
	900	1	---	KG	500	4	---	KG	
			---		200	5	---	KG	
0306.92	100	5	---	KG	0306.25		---		
	900	0	---	KG	100	2	---	KG	
			---		200	4	---	KG	
0306.93	100	4	---	KG	300	6	---	KG	
	900	6	---	KG	0306.26		---		
			---		110	4	---	KG	
0306.94	100	3	---	KG	190	0	---	KG	
	900	5	---	KG	200	3	---	KG	
			---		300	5	---	KG	
0306.95	100	2	---	KG	0306.27		---		
	900	4	---	KG	111	4	---	KG	
			---		119	5	---	KG	
0306.99	100	3	---	KG	190	6	---	KG	
	900	5	---	KG	200	2	---	KG	
			---		300	4	---	KG	
03.07	110	1	---	KG	0306.29		---		
	190	4	---	KG	120	4	---	KG	
	910	3	---	KG	190	4	---	KG	
	990	6	---	KG	510	2	---	KG	
			---		590	5	---	KG	
			---		220	6	---	KG	
			---		290	6	---	KG	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0307.11		ものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)			0307.11		ものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		
		ーかき					ーかき		
		[略]					[同左]		
0307.12	000	ー冷凍したもの		KG			[新規]		
0307.19		ーその他のもの			0307.19		ーその他のもの		
		[削除]				100	6	ー冷凍したもの	KG
		ーくん製したもの					ーくん製したもの		
	210	ー貝柱		KG		210	4	ー貝柱	KG
	290	ーその他のもの		KG		290	0	ーその他のもの	KG
	300	ーその他のもの		KG		300	3	ーその他のもの	KG
		ースキャロップ(ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)						ースキャロップ(ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)	
0307.21		[略]			0307.21		[同左]		
0307.22	000	ー冷凍したもの		KG			[新規]		
0307.29		ーその他のもの			0307.29		ーその他のもの		
		[削除]				100	3	ー冷凍したもの	KG
	500	ーくん製したもの		KG		500	4	ーくん製したもの	KG
	200	ーその他のもの		KG		200	5	ーその他のもの	KG
		ーい貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)						ーい貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)	
0307.31		[略]			0307.31		[同左]		
0307.32	000	ー冷凍したもの		KG			[新規]		
0307.39		ーその他のもの			0307.39		ーその他のもの		
		[削除]				100	0	ー冷凍したもの	KG
		ーくん製したもの					ーくん製したもの		
	510	ー貝柱		KG		510	4	ー貝柱	KG
	590	ーその他のもの		KG		590	0	ーその他のもの	KG
	200	ーその他のもの		KG		200	2	ーその他のもの	KG
		ーいか						ーいか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)	
0307.42		ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			0307.41		ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	010	† ーもんごういか		KG		010	6	ーもんごういか(セピア・オフィキナリス)	KG
	090	1 ーその他のもの		KG		090	2	ーその他のもの	KG
0307.43		ー冷凍したもの					[新規]		
	010	4 ーもんごういか		KG					
	020	0 ーあかい(オムマストリフェス・バルトラミ)		KG					
	030	† ーするめいか(トダロデス・パキフィクス)、アメリカおあかい(ドシディクス・ギガス)、じんどういか(ロリオルス属のもの)、まついか(イルレクス属のもの)及びほたる(ワタセニア・スキンティルランス)		KG					
	090	† ーその他のもの		KG					
0307.49		ーその他のもの			0307.49		ーその他のもの		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
03.08		水棲無脊椎動物(生きていもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、 くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。) ーなまこ(スティコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの)			03.08		び貝柱 ーーーーーいか(もんごういかを除く。) ーーーーースカロップ(いたやがい科のもの) ーーーーー貝柱 ーーーーーその他のもの ーーーーーもんごういか ーーーーーその他のもの		
0308.11		[略]			0308.11		[同左]		
0308.12	000	ーー冷凍したもの		KG	0308.12		[新規]		
0308.19		[略] ーうに(パラケントロトウス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの)			0308.19		[同左] ーうに(パラケントロトウス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの)		
0308.21		[略]			0308.21		[同左]		
0308.22	000	ーー冷凍したもの		KG	0308.22		[新規]		
0308.29		ーーその他のもの			0308.29		ーーその他のもの		
	100	ーーーくん製したもの		KG		100	1		KG
	900	ーーーその他のもの		KG		210	6		KG
						290	2		KG
0308.30		[略]			0308.30		[同左]		
0308.90		[略]			0308.90		[同左]		
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品				第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品					
注 1~3 [略] 4 この類には、次の物品を含まない。 (a) [略] (b) 一以上のミルクの天然の組成分(例えば、酪酸グリセリド)を他の物質(例えば、オレイン酸グリセリド)で置き換えることによつてミルクから得た物品(第19.01項及び第21.06項参照) (c) [略]				注 1~3 [同左] 4 この類には、次の物品を含まない。 (a) [同左] [新規] (b) [同左]					
号注 [略]				号注 [同左]					
[略]				[同左]					
第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)				第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)					
注 1~3 [略]				注 1~3 [同左]					
4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ				4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)を含む。				及び尾毛をいう。					
[略]				[同左]					
07.01 ∟ 07.05 07.06		[略]			07.01 ∟ 07.05 07.06		[同左]		
0706.10		にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			0706.10	000	6	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	KG
	010	2						一にんじん及びかぶ	
	020	5						一にんじん	KG
								一かぶ	KG
0706.90		[略]			0706.90			[同左]	
07.07 ∟ 07.14		[略]			07.07 ∟ 07.14			[同左]	
[略]				[同左]					
08.01 ∟ 08.04 08.05		[略]			08.01 ∟ 08.04 08.05			[同左]	
0805.10		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)			0805.10			かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	
		[略]						[同左]	
		一マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種			0805.20	000	1	一マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	KG
0805.21	000	0						一マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん	KG
0805.22	000	6						一クレメンタイン	KG
0805.29	000	6						一その他のもの	KG
0805.40 ∟ 0805.90		[略]			0805.40 ∟ 0805.90			[同左]	
08.06 ∟ 08.14		[略]			08.06 ∟ 08.14			[同左]	
[略]				[同左]					
12.01 ∟ 12.10 12.11		[略]			12.01 ∟ 12.10 12.11			[同左]	
1211.20		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			1211.20	000	1	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	KG
	100	3						一おたねにんじん	
	900	5						一その他のもの	KG
1211.30		[略]			1211.30			[同左]	
1211.40		[略]			1211.40			[同左]	
1211.50	000	6						[新規]	
1211.90		一その他のもの			1211.90			一その他のもの	
		一ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシン						一ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシン	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		ト実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プラントゴブシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロombo根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黃並びに甘草					ト実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プラントゴブシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロombo根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花、大黃並びに甘草		
		[削除]			110	6	---セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄及び沈香		KG
	120	---甘草		KG	120	2	---甘草		KG
	190	---その他のもの		KG	190	2	---その他のもの		KG
		---除虫菊			700	1	---除虫菊		KG
	710	---生鮮のもの及び乾燥したもの		KG					
	790	---その他のもの		KG					
	600	---大麻草		KG	600	6	---大麻草		KG
		---その他のもの					---その他のもの		
		---茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品(乾燥したものに限るものとし、粉状にしたものを除く。)					---茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品(乾燥したものに限るものとし、砕き又は粉状にしたものを除く。)		
	931	-----この類の備考1の物品		KG	931	1	-----この類の備考1の物品		KG
	939	-----その他のもの		KG	939	2	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	991	-----びやくだん		KG	991	5	-----びやくだん		KG
	992	-----はとむぎ		KG	992	6	-----はとむぎ		KG
	999	-----その他のもの		KG	999	6	-----その他のもの		KG
12.12		[略]			12.12		[同左]		
12.14		[略]			12.14		[同左]		
13.01		[略]			13.01		[同左]		
13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあるかないかを問わない。)			13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあるかないかを問わない。)		
		一植物性の液汁及びエキス					一植物性の液汁及びエキス		
1302.11		[略]			1302.11		[同左]		
1302.13		[略]			1302.13		[同左]		
1302.14	100	---麻黄のもの		KG			[新規]		
		---アルコール分が50%以上のもの							
	900	---その他のもの		KG					
1302.19		[略]			1302.19		[同左]		
1302.20		[略]			1302.20		[同左]		
1302.39		[略]			1302.39		[同左]		
[略]		[略]			[略]		[同左]		
[略]		[略]			[略]		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
第16類		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			第16類		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
注					注				
[略]					[同左]				
号注					号注				
1		第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。			1		第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。		
2		[略]			2		[同左]		
備考					備考				
1		第1605.69号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注2の規定により第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。			1		第1605.59号又は第1605.69号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第1605.54号に属するいか以外のもの、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。		
16.01		[略]			16.01		[同左]		
16.03					16.03				
16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)			16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		
1604.11		[略]			1604.11		[同左]		
1604.17					1604.17		[新規]		
1604.18	000	1 一ふかひれ		KG	1604.19		[同左]		
1604.19		[略]			1604.20		[同左]		
1604.20		[略]			1604.32		[同左]		
1604.32					16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)		
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)		
1605.10		一かに			1605.10		一かに		
	010	3 一気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)		KG		010	3 一気密容器入りのもの		KG
		一その他のもの					一その他のもの		
	021	0 一米を含むもの		KG		021	0 一米を含むもの		KG
	029	1 一その他のもの		KG		029	1 一その他のもの		KG
		一シュリンプ及びブローン					一シュリンプ及びブローン		
1605.21		一気密容器入りでないもの			1605.21		一気密容器入りでないもの		
		一くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					一単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		
	011	0 一単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの		KG		011	0 一単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの		KG
	019	1 一その他のもの		KG		019	1 一その他のもの		KG
		一その他のもの					一その他のもの		
	021	3 一米を含むもの		KG		021	3 一米を含むもの		KG
	029	4 一その他のもの		KG		029	4 一その他のもの		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1605.29	010	†	---	KG	1605.29	010	†	---	KG
			---くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					---	
	021	2	---	KG	1605.30	021	2	---	KG
	029	3	---	KG		029	3	---	KG
1605.30	010	4	---	KG	1605.30	010	4	---	KG
			---くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					---	
1605.40	020	0	---	KG	1605.40	020	0	---	KG
			---その他のもの					---	
	011	2	---	KG	1605.40	011	2	---	KG
			---くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					---	
	012	3	---	KG	1605.51	012	3	---	KG
	200	2	---	KG		200	2	---	KG
1605.51			---		1605.51			---	
	110	†	---	KG		010	4	---	KG
	190	†	---	KG		090	0	---	KG
	910	1	---	KG				---	
	990	4	---	KG				---	
1605.52			---		1605.52	000	0	---	KG
	100	2	---	KG				---	
	900	4	---	KG				---	
1605.53			---		1605.53			---	
	110	†	---	KG		010	2	---	KG
	190	†	---	KG		090	5	---	KG
	910	6	---	KG				---	
	990	2	---	KG				---	
1605.54			---		1605.54			---	
	100	†	---	KG				---	
	911	6	---	KG		011	2	---	KG
	919	0	---	KG		019	3	---	KG
	991	2	---	KG		091	5	---	KG
	999	3	---	KG		099	6	---	KG
1605.55			---		1605.55			---	
	100	†	---	KG		010	0	---	KG
	910	4	---	KG		090	3	---	KG
	990	0	---	KG				---	
1605.56			---		1605.56			---	
	110	†	---	KG		010	6	---	KG
	190	†	---	KG		090	2	---	KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1605.57	910	----その他のもの		KG	1605.57	000	† --あわび		KG
	990	----気密容器入りのもの		KG					
1605.58	100	----あわび		KG	1605.58		--かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)		
	900	----くん製したもの		KG					
1605.59	910	----その他のもの		KG	1605.59	010	4 ----気密容器入りのもの		KG
	990	----気密容器入りのもの		KG					
1605.61	110	----その他のもの		KG	1605.61	000	5 --なまこ		KG
	190	----帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコバクテン属のもの及びいたや貝を除く。)		KG					
1605.62	100	----くん製したもの		KG	1605.62	000	4 --うに		KG
	900	----その他のもの		KG					
1605.63	100	----うに		KG	1605.63	000	3 --くらげ		KG
	900	----くん製したもの		KG					
1605.69	100	----その他のもの		KG	1605.69	100	6 ----うに		KG
	900	----くん製したもの		KG					
1901.10	910	----その他のもの		KG	1901.10	300	3 ----その他のもの		KG
	920	----うに		KG					
	990	----くらげ		KG					
	990	----その他のもの		KG					
[略]				[同左]					
19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		
1901.10		一乳幼児用の調製品(小売用に			1901.10		一育児食用の調製品(小売用に		

新(2017年)				旧(2016年)						
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
1901.20		したものに限る。)					したものに限る。)			
		――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)					――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)			
	111	2	――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		KG	111	2	――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		KG
	119	†	――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG	119	†	――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG
	121	5	――その他のもの		KG	121	5	――その他のもの		KG
	129	†	――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG	129	†	――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG
			――その他のもの		KG			――その他のもの		KG
			――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品					――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品		
	211	4	――砂糖を加えたもの		KG	211	4	――砂糖を加えたもの		KG
	219	5	――その他のもの		KG	219	5	――その他のもの		KG
			――その他のもの					――その他のもの		
	221	0	――砂糖を加えたもの		KG	221	0	――砂糖を加えたもの		KG
	229	1	――その他のもの		KG	229	1	――その他のもの		KG
			――第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地					――第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
			――穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。))及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)					――穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。))及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)		
			――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)					――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)		
111	6	――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		KG	111	6	――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		KG	
		――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの					――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			
112	†	――その他のもの		KG	112	†	――その他のもの		KG	
		――その他のもの					――その他のもの			
116	4	――その他の乳製品に係る共通の限度数量以		KG	116	4	――その他の乳製品に係る共通の限度数量以		KG	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
117	†	内のもの -----その他のもの ---米、小麦、ライ小麦、大 麦若しくは裸麦の粉、ひ き割りしたもの、ミール 若しくはペレット又はで ん粉の一以上を含有する 調製食料品で、これらの 物品の含有量の合計が全 重量の85%を超えるもの (ケーキミックス及び乳 幼児用又は食餌療法の用 のものを除く。) ---米製品、小麦製品(ライ 小麦製品を含む。)、大 麦製品(裸麦製品を含 む。)及びでん粉のう ち、米製品が最大の重 量を占めるもの		KG	117	†	内のもの -----その他のもの ---米、小麦、ライ小麦、大 麦若しくは裸麦の粉、ひ き割りしたもの、ミール 若しくはペレット又はで ん粉の一以上を含有する 調製食料品で、これらの 物品の含有量の合計が全 重量の85%を超えるもの (ケーキミックス及び育 児食用又は食餌療法の用 のものを除く。) ---米製品、小麦製品(ライ 小麦製品を含む。)、大 麦製品(裸麦製品を含 む。)及びでん粉のう ち、米製品が最大の重 量を占めるもの		KG
122	3	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第30条の 規定により輸入する もの、同法第31条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるも の並びに同法第34条 第1項第3号に規定 する政令で定める米 穀等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるも の		KG	122	3	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第30条の 規定により輸入する もの、同法第31条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるも の並びに同法第34条 第1項第3号に規定 する政令で定める米 穀等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるも の		KG
128	†	-----その他のもの ---米製品、小麦製品(ライ 小麦製品を含む。)、大 麦製品(裸麦製品を含 む。)及びでん粉のう ち、小麦製品(ライ小麦 製品を含む。)が最大の 重量を占めるもの		KG	128	†	-----その他のもの ---米製品、小麦製品(ライ 小麦製品を含む。)、大 麦製品(裸麦製品を含 む。)及びでん粉のう ち、小麦製品(ライ小麦 製品を含む。)が最大の 重量を占めるもの		KG
131	5	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第42条の 規定により輸入する もの、同法第43条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る麦等と して輸入されるもの 並びに同法第45条第 1項第3号に規定する 政令で定める麦等 のうち政令で定めると ころにより農林水産 大臣の証明を受けて 輸入されるもの		KG	131	5	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第42条の 規定により輸入する もの、同法第43条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る麦等と して輸入されるもの 並びに同法第45条第 1項第3号に規定する 政令で定める麦等 のうち政令で定めると ころにより農林水産 大臣の証明を受けて 輸入されるもの		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
139	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの		KG	139	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの		KG
141	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	141	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
149	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの		KG	149	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの		KG
151	4	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	151	4	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
152	†	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		KG	152	†	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		KG
156	2	-----砂糖を加えたもの		KG	156	2	-----砂糖を加えたもの		KG
157	3	-----その他のもの		KG	157	3	-----その他のもの		KG
159	†	-----その他のもの		KG	159	†	-----その他のもの		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		---米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)					---米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)		
	162	1		KG	162	1	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
	168	†		KG	168	†	----その他のもの --その他のもの ----第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品		KG
	211	1		KG	211	1	----砂糖を加えたもの		KG
	219	2		KG	219	2	----その他のもの ----ケーキミックス		KG
	222	5		KG	222	5	----砂糖を加えたもの ----その他のもの		KG
	223	6		KG	223	6	----小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)		KG
	224	0		KG	224	0	----その他のもの ----その他のもの ----砂糖を加えたもの ----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		KG
	231	0		KG	231	0	----米粉調製品		KG
	232	1		KG	232	1	----小麦粉調製品		KG
	233	2		KG	233	2	----その他のもの ----その他のもの		KG
	234	3		KG	234	3	----米粉調製品		KG
	235	4		KG	235	4	----小麦粉調製品		KG
	239	1		KG	239	1	----その他のもの ----その他のもの		KG
	241	3		KG	241	3	----小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。) ----その他のもの		KG
	242	4		KG	242	4	----米粉調製品		KG
	243	5		KG	243	5	----小麦粉調製品		KG
1901.90	249	4		KG	1901.90	249	4	----その他のもの --穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はで	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		ん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)					ん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及びもち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)		
		---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)					---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)		
		-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの					-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
131	5	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG	131	5	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG
132	†	-----その他のもの		KG	132	†	-----その他のもの		KG
136	3	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG	136	3	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG
137	†	-----その他のもの		KG	137	†	-----その他のもの		KG
		---米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)					---米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)		
		---米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの					---米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの		
142	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行		KG	142	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
148	†	う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの		KG	148	†	う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの		KG
151	4	-----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)&が最大の重量を占めるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	151	4	-----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)&が最大の重量を占めるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
159	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)&が最大の重量を占めるもの		KG	159	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)&が最大の重量を占めるもの		KG
161	0	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	161	0	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
169	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ		KG	169	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品(ライ		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
171	3	小麦産品を含む。)、大 麦産品(裸麦産品を含 む。))及びでん粉のう ち、でん粉が最大の重 量を占めるもの -----小麦でん粉を含有す るもの -----政府が主要食糧の 需給及び価格の安定 に関する法律第 42条の規定により 輸入するもの、同 法第43条の規定 による連名による 申込みに応じて行 う政府の買入れ及 び売渡しに係る麦 等として輸入され るもの並びに同法 第45条第1項第3 号に規定する政令 で定める麦等のう ち政令で定めると ころにより農林水 産大臣の証明を受 けて輸入されるも の		KG	171	3	小麦産品を含む。)、大 麦産品(裸麦産品を含 む。))及びでん粉のう ち、でん粉が最大の重 量を占めるもの -----小麦でん粉を含有す るもの -----政府が主要食糧の 需給及び価格の安定 に関する法律第 42条の規定により 輸入するもの、同 法第43条の規定 による連名による 申込みに応じて行 う政府の買入れ及 び売渡しに係る麦 等として輸入され るもの並びに同法 第45条第1項第3 号に規定する政令 で定める麦等のう ち政令で定めると ころにより農林水 産大臣の証明を受 けて輸入されるも の		KG
172	†	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共 通の限度数量以内 のもの		KG	172	†	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共 通の限度数量以内 のもの		KG
176	1	-----砂糖を加えたも の		KG	176	1	-----砂糖を加えたも の		KG
177	2	-----その他のもの		KG	177	2	-----その他のもの		KG
179	†	-----その他のもの -----餅、だんごその他これら に類する米産品(乳幼児 用又は食餌療法用)のもの を除く。)		KG	179	†	-----その他のもの -----もち、だんごその他これ らに類する米産品(育児 食用又は食餌療法用)の ものを除く。)		KG
583	2	-----米の含有量が全重量の 30%以下のもの -----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が 全重量の15%以下 のもの		KG	583	2	-----米の含有量が全重量の 30%以下のもの -----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が 全重量の15%以下 のもの		KG
585	4	-----その他のもの		KG	585	4	-----その他のもの		KG
586	5	-----その他のもの -----その他のもの		KG	586	5	-----その他のもの -----その他のもの		KG
587	6	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第30条の 規定により輸入する もの、同法第31条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるも の並びに同法第34条 第1項第3号に規定 する政令で定める米		KG	587	6	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第30条の 規定により輸入する もの、同法第31条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるも の並びに同法第34条 第1項第3号に規定 する政令で定める米		KG

新(2017年)				旧(2016年)								
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位				
			I	II				I	II			
19.02	588	†	穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの --その他のもの ---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品 -----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの			KG	588	†	穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの --その他のもの ---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品 -----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの			KG
	211	1	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの -----その他のもの			KG	211	1	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの -----その他のもの			KG
	216	6	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム			KG	216	6	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム			KG
	217	0	-----その他のもの			KG	217	0	-----その他のもの			KG
	219	2	-----その他のもの -----その他のもの			KG	219	2	-----その他のもの -----その他のもの			KG
	221	4	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム			KG	221	4	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム			KG
	229	5	-----その他のもの			KG	229	5	-----その他のもの			KG
	230	6	----麦芽エキス ----その他のもの ----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの			KG	230	6	----麦芽エキス ----その他のもの ----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの			KG
	241	3	-----米粉調製品			KG	241	3	-----米粉調製品			KG
	242	4	-----小麦粉調製品			KG	242	4	-----小麦粉調製品			KG
	243	5	-----その他のもの -----その他のもの -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			KG	243	5	-----その他のもの -----その他のもの -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			KG
	246	1	-----米粉調製品			KG	246	1	-----米粉調製品			KG
	247	2	-----小麦粉調製品			KG	247	2	-----小麦粉調製品			KG
	248	3	-----その他のもの -----その他のもの			KG	248	3	-----その他のもの -----その他のもの			KG
	251	6	-----米粉調製品			KG	251	6	-----米粉調製品			KG
	252	0	-----小麦粉調製品			KG	252	0	-----小麦粉調製品			KG
	253	1	-----その他のもの -----その他のもの			KG	253	1	-----その他のもの -----その他のもの			KG
	261	2	-----小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。) -----その他のもの			KG	261	2	-----小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。) -----その他のもの			KG
	266	0	-----米粉調製品			KG	266	0	-----米粉調製品			KG
	267	1	-----小麦粉調製品			KG	267	1	-----小麦粉調製品			KG
	269	3	-----その他のもの スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクースクー			KG	269	3	-----その他のもの スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクースクー			KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1902.11 1902.20 1902.30	100 4	ス(調製してあるかないかを問わない。) [略] [略] -その他のパスタ --砂糖を加えたもの --その他のもの		KG	1902.11 1902.20 1902.30	100 4	ス(調製してあるかないかを問わない。) [同左] [同左] -その他のパスタ --砂糖を加えたもの --その他のもの		KG KG
	210	---インスタントラーメンその他の即席めん類		KG		200			
	290	---その他のもの		KG		6			
1902.40 19.03 19.05		[略] [略]			1902.40 19.03 19.05		[同左] [同左]		
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 [略] 号注					第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 [同左] 号注				
1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。					1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。				
2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。					2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。				
3 [略]					3 [同左]				
[略]					[同左]				
第21類 各種の調製食料品 注 1及び2 [略]					第21類 各種の調製食料品 注 1及び2 [同左]				
3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット)から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。					3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット)から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。				
[略]					[同左]				
22.01 22.02		[略] 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)			22.01 22.02		[同左] 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)		
2202.10		[略] -その他のもの			2202.10		[同左] -その他のもの		
2202.91	100	---ノンアルコールビール ---砂糖を加えたもの		L	2202.90	100 200	---砂糖を加えたもの ---その他のもの		L L

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2202.99	200	3		L					
	100	0		L					
	200	2		L					
22.03		[略]			22.03		[同左]		
22.04		ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)			22.04		ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)		
2204.10		[略]			2204.10		[同左]		
		—その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの					—その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
2204.21		[略]			2204.21		[同左]		
2204.22	000	†		L			[新規]		
		—2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたものの							
2204.29		[略]			2204.29		[同左]		
2204.30		[略]			2204.30		[同左]		
22.05		[略]			22.05		[同左]		
22.06					22.06				
2206.00		その他の発酵酒(例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)			2206.00		その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)		
	100	†	L	KG	100	†	—アルコール分が1%未満のもの	L	KG
		—その他のもの					—その他のもの		
	210	5		L	210	5	—清酒及び濁酒		L
		—その他のもの					—その他のもの		
	221	2		L	221	2	—発酵酒(清酒を除く。)と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		L
		—その他のもの					—その他のもの		
		—麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの					—麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		
	223	4		L	223	4	—酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの(発泡酒にスピリッツを加えたもの)		L
		—その他のもの					—その他のもの		
	224	5		L	224	5	—その他のもの		L
		—その他のもの					—その他のもの		
	228	2		L	228	2	—酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの(糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの)		L
		—その他のもの					—その他のもの		
22.07		†		L	22.07		†		L
22.09		[略]			22.09		[同左]		
[略]					[同左]				
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう					第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう				
注					注				
[略]					[同左]				
号注					号注				
1~3 [略]					1~3 [同左]				
4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ISO 3405の方法(ASTM D 86の方法と同等の方法)による温度					4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量				

新(2017年)				旧(2016年)							
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
210度における減重量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。				が全容量の90%以上のものをいう。							
5 [略] 備考 [略]				5 [同左] 備考 [同左]							
27.01)		[略]			27.01)		[同左]				
27.06 27.07		高温コールトールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			27.06 27.07		高温コールトールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの				
2707.10)		[略]			2707.10)		[同左]				
2707.40 2707.50		—その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 3405の方法(ASTM D 86の方法と同等の方法)による温度250度における減重量加算留出容量が全容量の65%以上のもの			2707.40 2707.50		—その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 86の方法による温度250度における減重量加算留出容量が全容量の65%以上のもの				
	010	6	—温度15度における比重が0.83以下のもの	KG		010	6	—温度15度における比重が0.83以下のもの	KG		
	090	2	—その他のもの	KG		090	2	—その他のもの	KG		
2707.91 2707.99		[略]			2707.91 2707.99		[同左]				
27.08)		[略]			27.08)		[同左]				
27.15 [略]		[略]			27.15 [同左]		[同左]				
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物				第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物							
注 1～6 [略]				注 1～6 [同左]							
7 第28.53項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。				7 第28.48項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。							
8 [略] 号注 [略]				8 [同左] 号注 [同左]							
28.01)		[略]			28.01)		[同左]				
28.10 28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物 —その他の無機酸			28.10 28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物 —その他の無機酸				
2811.11 2811.12	000	1	—シアン化水素(シアン化水素酸)	KG	2811.11		[同左] [新規]				
2811.19	100 900	3 5	—その他のもの —臭化水素酸 —その他のもの	KG KG	2811.19	100	3	—その他のもの —臭化水素酸 —その他のもの	KG		
						910 990	1 4	—シアン化水素 —その他のもの	KG KG		
2811.21)		[略]			2811.21)		[同左]				
2811.29		[略]			2811.29		[同左]				
28.12		[略]			28.12		[同左]				
		非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 —塩化物及び塩化酸化物									
2812.11	000	0	—二塩化カルボニル(ホスゲン)	KG	2812.10	010	4	—二塩化カルボニル(ホスゲン)	KG		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2904.31	000	† ルオリド ーペルフルオロオクタンスル ホン酸		KG					
2904.32	000	† ーペルフルオロオクタンスル ホン酸アンモニウム		KG					
2904.33	000	† ーペルフルオロオクタンスル ホン酸リチウム		KG					
2904.34	000	† ーペルフルオロオクタンスル ホン酸カリウム		KG					
2904.35	000	† ーその他のペルフルオロオク タンスルホン酸塩		KG					
2904.36	000	† ーペルフルオロオクタンスル ホニルフルオリド ーその他のもの		KG	2904.90		ーその他のもの		
2904.91	000	2 ートリクロロニトロメタン(ク ロロピクリン)		KG		010	6 ートリクロロニトロメタン(ク ロロピクリン)		KG
2904.99	000	† ーその他のもの [略]		KG		090	† ーその他のもの [同左]		KG
29.05 }		[略]			29.05 }		[同左]		
29.09 29.10		三員環のエポキシド、エポキシ アルコール、エポキシフェノ ール及びエポキシエーテル並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体			29.09 29.10		三員環のエポキシド、エポキシ アルコール、エポキシフェノ ール及びエポキシエーテル並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体		
2910.10 }		[略]			2910.10 }		[同左]		
2910.40 2910.50	000	† ーエンドリン(ISO)		KG	2910.40 2910.50		[新規] [同左]		
2910.90 29.11 }		[略]			2910.90 29.11 }		[同左] [同左]		
29.13 29.14		[略] ケトン及びキノン(他の酸素官能 基を有するか有しないかを問わ ない。)並びにこれらのハロゲン 化誘導体、スルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 [略]			29.13 29.14		[同左] ケトン及びキノン(他の酸素官能 基を有するか有しないかを問わ ない。)並びにこれらのハロゲン 化誘導体、スルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 [同左]		
2914.11 }		[略]			2914.11 }		[同左]		
2914.50 2914.61		ーキノン [略]			2914.50 2914.61		ーキノン [同左]		
2914.62	000	4 ーコエンザイムQ10(ユビデカ レノン(INN))		KG			[新規]		
2914.69		[略] ーハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及 びニトロソ化誘導体			2914.69 2914.70	000	† ーハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及 びニトロソ化誘導体		KG
2914.71	000	† ークロルデコン(ISO)		KG					
2914.79	000	† ーその他のもの [略]		KG			[同左]		
29.15 }		[略]			29.15 }		[同左]		
29.17 29.18		カルボン酸(他の酸素官能基を 有するものに限る。)並びにその 酸無水物、酸ハロゲン化物、酸 過酸化物及び過酸並びにこれら			29.17 29.18		カルボン酸(他の酸素官能基を 有するものに限る。)並びにその 酸無水物、酸ハロゲン化物、酸 過酸化物及び過酸並びにこれら		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2918.11		のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			2918.11		のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2918.16		ーアルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			2918.16		ーアルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2918.17	000 †	ー2,2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸(ベンジル酸)		KG					
2918.18		[略]			2918.18		[同左]		
2918.19		[略]			2918.19		[同左]		
2918.21		[略]			2918.21		[同左]		
2918.99		[略]			2918.99		[同左]		
29.19		[略]			29.19		[同左]		
29.20		非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.20		非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2920.11		[略]			2920.11		[同左]		
2920.19		[略]			2920.19		[同左]		
2920.21	000 5	ー亜りん酸ジメチル		KG					
2920.22	000 4	ー亜りん酸ジエチル		KG					
2920.23	000 3	ー亜りん酸トリメチル		KG					
2920.24	000 2	ー亜りん酸トリエチル		KG					
2920.29	000 †	ーその他のもの		KG					
2920.30	000 †	ーエンドスルファン(ISO)		KG					
2920.90		ーその他のもの			2920.90		[新規] ーその他のもの		
	010 †	ー炭酸エステル及びその誘導体		KG		010 †	ー炭酸エステル及びその誘導体		KG
		[削除]				020 5	ー亜りん酸トリメチル		KG
		[削除]				030 1	ー亜りん酸トリエチル		KG
		[削除]				040 4	ー亜りん酸ジメチル		KG
		[削除]				050 0	ー亜りん酸ジエチル		KG
	090 †	ーその他のもの		KG		090 †	ーその他のもの		KG
29.21		アミン官能化合物			29.21		アミン官能化合物		
		ー非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩					ー非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
2921.11		[略]			2921.11		[同左]		
2921.12	000 †	ー2-(N,N-ジメチルアミノ)エチルクロリド塩酸塩		KG			[新規]		
2921.13	000 †	ー2-(N,N-ジエチルアミノ)エチルクロリド塩酸塩		KG			[新規]		
2921.14	000 †	ー2-(N,N-ジイソプロピルアミノ)エチルクロリド塩酸塩		KG			[新規]		
2921.19		[略]			2921.19		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2921.21 } 2921.59 29.22		[略] [略] 酸素官能のアミノ化合物 ーアミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			2921.21 } 2921.59 29.22		[同左] [同左] 酸素官能のアミノ化合物 ーアミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		
2922.11 2922.12		[略] [略] [削除]			2922.11 2922.12 2922.13		[同左] [同左] ートリエタノールアミン及びその塩		
2922.14 2922.15 2922.16	000 000	[略] ートリエタノールアミン ーペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム		KG KG	2922.14	010 090	5 1 ーートリエタノールアミン ーーその他のもの		KG KG
2922.17		ーメチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン					[新規]		
	010	1	ーーメチルジエタノールアミン	KG					
	020	4	ーーエチルジエタノールアミン	KG					
2922.18	000	4	ーー2ー(N,N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	KG			[新規]		
2922.19			ーその他のもの		2922.19		ーその他のもの		
	020	2	ーーアミノアルコール	KG			ーーアミノアルコール		
	091	3	ーーートリエタノールアミンの塩	KG		011	0	ーーーエチルジエタノールアミン	KG
	099	†	ーーーーその他のもの	KG		012	1	ーーーーメチルジエタノールアミン	KG
			[略]			019 090	1 †	ーーーーその他のもの ーーーその他のもの	KG KG
2922.21 } 2922.50 29.23		[略] [略] 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド(レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)			2922.21 } 2922.50 29.23		[同左] [同左] 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド(レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)		
2923.10 2923.20 2923.30	000	†	ーペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	KG	2923.10 2923.20		[同左] [同左] [新規]		
2923.40	000	†	ーペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	KG			[新規]		
2923.90 29.24			[略] カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		2923.90 29.24		[同左] カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		
2924.11 } 2924.19		[略] [略] ー環式アミド(環式カルバマー			2924.11 } 2924.19		[同左] [同左] ー環式アミド(環式カルバマー		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2924.21		トを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩			2924.21		トを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩		
2924.24		[略]			2924.24		[同左]		
2924.25	000	† ーアラクロール (ISO)		KG	2924.29		[新規]		
2924.29		[略]			29.25		[同左]		
29.25		[略]			29.26		[同左]		
29.26		ニトリル官能化合物			29.26		ニトリル官能化合物		
2926.10		[略]			2926.10		[同左]		
2926.30		[略]			2926.30		[同左]		
2926.40	000	† ーアルファーフェニルアセトアセトニトリル		KG	2926.90		[新規]		
2926.90		[略]			2926.90		[同左]		
29.27		[略]			29.27		[同左]		
29.29		[略]			29.29		[同左]		
29.30		有機硫黄化合物			29.30		有機硫黄化合物		
2930.20		[略]			2930.20		[同左]		
2930.40		[削除]			2930.40		[同左]		
2930.60	000	2 ー2ー(N,N-ジエチルアミノ)エタンチオール		KG	2930.50	000	5 ーカプタホール (ISO) 及びメタミドホス (ISO)		KG
2930.70	000	6 ービス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド(チオジグリコール(INN))		KG			[新規]		
2930.80	000	3 ーアルジカルブ (ISO)、カプタホール (ISO) 及びメタミドホス (ISO)		KG			[新規]		
2930.90		[略]			2930.90		[同左]		
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10		[略]			2931.10		[同左]		
2931.20		[略]			2931.20		[同左]		
2931.31	000	† ーその他の有機りん誘導体					[新規]		
2931.32	000	† ーメチルホスホン酸ジメチル		KG					
2931.33	000	† ープロピルホスホン酸ジメチル		KG					
2931.34	000	† ーエチルホスホン酸ジエチル		KG					
2931.35	000	† ーメチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム		KG					
2931.36	000	† ー2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド		KG					
2931.37	000	† ー(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート		KG					
2931.38	000	† ービス[(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチル]メチルホスホネート		KG					
2931.39	000	† ーメチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩		KG					
2931.39	000	† ーその他のもの		KG					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2931.90 29.32		[略] 複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) －非縮合フラン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物			2931.90 29.32		[同左] 複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) －非縮合フラン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物		
2932.11 2932.13		[略]			2932.11 2932.13		[同左]		
2932.14 2932.19	000 000	2 †		KG KG	2932.19		[新規] －その他のもの		
					010 090	0 †	－スクラロース －その他のもの		KG KG
2932.20 2932.99 29.33		[略] 複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) [略]			2932.20 2932.99 29.33		[同左] 複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) [同左]		
2933.11 2933.49		[略] －ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)又はピペラジン環を有する化合物			2933.11 2933.49		[同左] －ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)又はピペラジン環を有する化合物		
2933.52 2933.55 2933.59		[略] －その他のもの			2933.52 2933.55 2933.59		[同左] －その他のもの		
	100	6		KG	100	6	－1,3-ジメチル-2,6-ジオキサ-4-アミノ-5-ホルミルアミノピリミジン		KG
	300	3		KG	300	3	－1,4-ジアザビシクロ[2,2,2]オクタン(トリエチレンジアミン)		KG
	400	†		KG	400	†	－その他のもの		KG
2933.61 2933.79		[略] －その他のもの			2933.61 2933.79		[同左] －その他のもの		
2933.91 2933.92	000	†		KG	2933.91		[同左] [新規]		
2933.99 29.34 29.35		[略] スルホンアミド			2933.99 29.34 29.35		[同左] [同左]		
2935.10 2935.20	000 000	† †		KG KG	2935.00	000	†	スルホンアミド	KG
2935.30	000	†		KG					
2935.40	000	†		KG					
2935.50	000	†		KG					
2935.90	000	†		KG					
29.36		[略]			29.36		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
29.37		[略] 第12節 グリコシド及びアルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.37		[同左] 第12節 グリコシド及び植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
29.38		[略]			29.38		[同左]		
29.39		アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.39		植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
2939.11		[略]			2939.11		[同左]		
2939.69		[略]			2939.69		[同左]		
2939.71	000 1	—その他のもの(植物由来のものに限る。)		KG	2939.91	000 2	—コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体		KG
2939.79	000 0	—その他のもの		KG	2939.99	000 1	—その他のもの		KG
2939.80	000 6	—その他のもの		KG			[新規]		
29.40		[略]			29.40		[同左]		
29.42		[略]			29.42		[同左]		
第30類 医療用品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉱水その他の飲食物(静脈注射用の栄養剤を除く。)(第4部参照) (b)~(h) [略] 2~4 [略] 号注 1 第3002.13号及び第3002.14号においては、次に定めるところによる。 (a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品(不純物を含有するかしないかを問わない。)をいう。 (b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。 (1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの (2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの (3) (a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの 2 第3003.60号及び第3004.60号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン(INN)又は次のいずれかの有効成分(その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。)を含有する医薬品を含む。 アモジアキン(INN)、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル(INN)、アルテモチル(INN)、アルテメテル(INN)、アルテスナート(INN)、クロロキン(INN)、ジヒドロアルテミシニン(INN)、ルメファントリン(INN)、メフロキン(INN)、ピペラキン(INN)、ピリメタミン(INN)並びにスルフアドキシニン(INN)					第30類 医療用品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉱水その他の飲食物(静脈注射用の栄養剤を除く。)(第4部参照) (b)~(h) [同左] 2~4 [同左] [新規]				

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
30.01 30.02		[略] 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品			30.01 30.02		[同左] 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品		
		－免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)			3002.10		－免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)		
3002.11	000	5		KG	100	1	－免疫血清		KG
3002.12		－免疫血清その他の血液分画物			200	3	－ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		KG
	100	6		KG	300	5	－加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤(小売用の形状又は包装にしたものに限る。)		KG
	200	1		KG			－その他のもの		
		300	3	KG	410	3	－免疫血清から得たもの(ベーターグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。)		KG
		910	4	KG	490	6	－その他のもの		KG
	990	0		KG					
3002.13	000	3		KG			－免疫産品(混合してないので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。)		KG
3002.14	000	2		KG			－免疫産品(混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。)		KG
3002.15	000	1		KG			－免疫産品(投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。)		KG
3002.19	000	4		KG			－その他のもの		KG
3002.20 3002.90		[略]			3002.20 3002.90		[同左]		
30.03		医薬品(治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)			30.03		医薬品(治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)		
3003.10		[略]			3003.10		[同左]		
3003.20	000	1		KG (I.I.)	3003.20	000	1		KG (I.I.)
		－その他のもの(抗生物質を含有するものに限る。)					－その他の抗生物質を含有するもの		
		－その他のもの(第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。)					－第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの(抗生物質を含有しないものに限る。)		
3003.31		[略]			3003.31		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3003.39		[略] －その他のもの(アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)			3003.39 3003.40	000 2	[同左] －アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)		KG (I.I.)
3003.41	000 1	－エフェドリン又はその塩を含有するもの		KG (I.I.)					
3003.42	000 0	－プソイドエフェドリン(INN)又はその塩を含有するもの		KG (I.I.)					
3003.43	000 6	－ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの		KG (I.I.)					
3003.49	000 0	－その他のもの		KG (I.I.)					
3003.60	000 3	－その他のもの(この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。)		KG (I.I.)					
3003.90 30.04		[略] 医薬品(混合し又は混合していない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)			3003.90 30.04		[同左] 医薬品(混合し又は混合していない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)		
3004.10 3004.20	000 6	[略] －その他のもの(抗生物質を含有するものに限る。) －その他のもの(第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。)		KG (I.I.)	3004.10 3004.20	000 6	[同左] －その他の抗生物質を含有するもの －第29.37項のホルモンその他の物質を含有しないものに限る。)		KG (I.I.)
3004.31 3004.39		[略] －その他のもの(アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)			3004.31 3004.39		[同左] －アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)		
3004.41	010 2	－小売用の形状又は包装にしたもの		KG (I.I.)	010 3		－小売用の形状又は包装にしたもの		KG (I.I.)
	090 5	－その他のもの		KG (I.I.)	090 6		－その他のもの		KG (I.I.)
3004.42	010 1	－プソイドエフェドリン(INN)又はその塩を含有するもの		KG (I.I.)					
	090 4	－その他のもの		KG (I.I.)					
3004.43	010 0	－ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの		KG (I.I.)					
	090 3	－その他のもの		KG (I.I.)					
3004.49	010 1	－小売用の形状又は包装にしたもの		KG (I.I.)					
	090 4	－その他のもの		KG (I.I.)					
3004.50	000 4	－その他のもの(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)		KG (I.I.)	3004.50	000 4	－その他の医薬品(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)		KG (I.I.)

新(2017年)					旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
3004.60	000	1	—その他のもの(この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。)				[新規]			
3004.90				KG (I.I.)	3004.90		[同左]			
30.05					30.05		[同左]			
30.06					30.06		[同左]			
[略]					[同左]					
31.01					31.01		[同左]			
31.02					31.02		[同左]			
31.03					31.03		りん酸肥料(鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)			
							—過りん酸石灰及び重過りん酸石灰			
3103.11	000	6		MT	3103.10	000	0		MT	
3103.19	000	5		MT						
3103.90					3103.90		[同左]			
31.04					31.04		[同左]			
31.05					31.05		[同左]			
[略]					[同左]					
37.01					37.01		[同左]			
37.04					37.04		[同左]			
37.05					37.05		写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに 限るものとし、映画用フィルムを 除く。)			
3705.00	000	3	SM	KG						
					3705.10	000	0	—オフセット用のもの	SM	KG
					3705.90	000	4	—その他のもの	SM	KG
37.06					37.06		[同左]			
37.07					37.07		[同左]			

第38類 各種の化学工業生産品

注

[略]

号注

1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アラクロール(ISO)、アルジカルブ(ISO)、アルドリ
(ISO)、アジンホスメチル(ISO)、ピナパクリル(ISO)、カン
フェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、クロ
ルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート
(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリ
クロロ-2・2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディ
ルドリン(ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾ
ール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩
及びエステル、エンドスルファン(ISO)、二臭化エチレン
(ISO)(1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(1・
2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタ
クロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1・2・3・4・5・
6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン
(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノ
クロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチ
オン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、
ペンタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェ
ニルエーテル、ペンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩
及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、
ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオク
タンスルホンニルフルオリド、ホスファミドン(ISO)、2・4・5-
T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその
塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物

第3808.59号には、ベノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及

第38類 各種の化学工業生産品

注

[同左]

号注

1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品の
みを含む。

アルドリ
(ISO)、ピナパクリル(ISO)、カンフェクロル
(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、クロルデン
(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、
DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリ
クロロ-2・2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディ
ルドリン(ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾ
ール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩及
びエステル、二臭化エチレン(ISO)(1・2-ジプロモエタン)、
二塩化エチレン(ISO)(1・2-ジクロロエタン)、フルオロア
セトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼ
ン(ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン
(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、
メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エ
チレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル
(ISO)(メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO)
並びにその塩及びエステル、ホスファミドン(ISO)、2・4・5
-T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにそ
の塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物

第3808.50号には、ベノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及
びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤
をも含む。

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。									
2		第3808.61号から第3808.69号までには、アルファーシベルメトリン(ISO)、ベンジオカルブ(ISO)、ビフェントリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、シフルトリン(ISO)、デルタメトリン(INN、ISO)、エトフェンプロックス(INN)、フェニトロチオン(ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、マラチオン(ISO)、ピリミホスメチル(ISO)又はプロボキスル(ISO)を含有する第38.08項の物品のみを含む。			[新規]				
3		第3824.81号から第3824.88号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。 オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、トリス(2・3-ジブロモプロピル)ホスフェート、アルドリン(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラクロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エンドスルファン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、マイレックス(ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、ペンタクロロベンゼン(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル			[新規]				
4	[略]				2	[同左]			
38.01		[略]			38.01		[同左]		
38.07					38.07				
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。) —この類の号注1の物品			38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、 <u>しん</u> 及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。) —この類の号注1の物品		KG
3808.52	000	†	—DDT(ISO)(クロフェノタン(INN))を含有するもの(正味重量が300グラム以下の包装にしたものに限る。)	KG	3808.50	000	†		KG
3808.59	000	†	—その他のもの —この類の号注2の物品	KG				[新規]	
3808.61	000	†	—正味重量が300グラム以下の包装にしたもの	KG					
3808.62	000	†	—正味重量が300グラムを超え7.5キログラム以下の包装にしたもの	KG					
3808.69	000	†	—その他のもの	KG					
3808.91			[略]		3808.91			[同左]	
3808.99			[略]		3808.99			[同左]	
38.09			[略]		38.09			[同左]	
38.11					38.11				
38.12		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に該当するも			38.12		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に該当するも		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3812.10 3812.20		のを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 [略]			3812.10 3812.20		のを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 [同左]		
3812.31		ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 ー2・2・4-トリメチル-1・2-ジヒドロキノリン(TMQ)のオリゴマーの混合物			3812.30		ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤		
	100 900	5 0			100 200	6 1	ーゴム老化防止剤 ーその他のもの		KG KG
3812.39		ーその他のもの							
	100 900	4 6							
38.13 38.23 38.24		ーその他のもの [略]			38.13 38.23 38.24		[同左]		
		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)					鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3824.10 3824.79		[略] ーこの類の号注3の物品			3824.10 3824.79		[同左] ーオキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はトリス(2・3-ジプロモプロピル)ホスフェートを含有する混合物及び調製品		
3824.81 3824.83 3824.84		[略]			3824.81 3824.83		[同左]		
	000	†					[新規]		KG
		ーアルドリン(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エンドスルファン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル(ISO)又はマイレックス(ISO)を含有するもの							
3824.85	000	†					[新規]		KG
		ー1・2・3・4・5・6-ヘキサクロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)を含有するもの							
3824.86	000	†					[新規]		KG
		ーペンタクロロベンゼン(ISO)又はヘキサクロロベンゼン(ISO)を含有するもの							
3824.87	000	†					[新規]		KG
		ーペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペ							

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3824.88		ルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの					[新規]		
	010	---テトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル又はオクタプロモジフェニルエーテルを含有するもの		KG					
	090	---ヘプタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテルを主成分とする混合物		KG					
3824.91	000	† --- その他のもの		KG	3824.90		--- その他のもの		
		--- 主として(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート及びビス[(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチル]メチルホスホネートから成る混合物及び調製品		KG		100	6 --- チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)		KG
						200	† --- 脂肪酸混合物の誘導体		KG
						300	3 --- ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。)及びエステル		KG
3824.99	100	4 --- その他のもの		KG		910	4 --- オクタプロモジフェニルオキシド及びヘプタプロモジフェニルオキシドを主成分とする混合物並びにジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物		KG
	200	† --- 脂肪酸混合物の誘導体		KG		920	0 --- 5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム		KG
	300	1 --- ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。)及びエステル		KG		992	2 --- その他のもの		NO
	910	2 --- ジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物		KG		999	† --- 修正テープ(交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。)		KG
	920	5 --- 5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム		KG					
	991	6 --- その他のもの	NO	KG					
	999	† --- 修正テープ(交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。)		KG					
38.25		[略]			38.25		[同左]		
38.26		[略]			38.26		[同左]		

[略]

第39類 プラスチック及びその製品

注

1 [略]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)~(y) [略]

(z) 第96類の物品(例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、

[同左]

第39類 プラスチック及びその製品

注

1 [同左]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)~(y) [同左]

(z) 第96類の物品(例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、

新(2017年)				旧(2016年)							
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品)				ペン並びにシャープペンシル)							
3~11 [略] 号注 1 この類の各項において重合体(共重合体を含む。)及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。 (1) [略] (2) 第3901.30号、第3901.40号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。 (3)及び(4) [略] (b) [略] 2 [略]				3~11 [同左] 号注 1 この類の各項において重合体(共重合体を含む。)及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。 (1) [同左] (2) 第3901.30号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。 (3)及び(4) [同左] (b) [同左] 2 [同左]							
39.01		[略] エチレンの重合体(一次製品に限る。)			39.01		[同左] エチレンの重合体(一次製品に限る。)				
3901.10 }		[略]			3901.10 }		[同左]				
3901.30 }		[略]			3901.30		[新規]				
3901.40	010	ー比重が0.94未満のエチレンーアルファーオレフィン共重合体		KG							
		ー塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		KG							
	090	ーその他のもの		KG							
3901.90		[略]			3901.90		[同左]				
39.02 }		[略]			39.02 }		[同左]				
39.06 }		[略]			39.06 }		[同左]				
39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)			39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)				
3907.10 }		[略]			3907.10 }		[同左]				
3907.50		ーポリ(エチレンテレフタレート)			3907.50		[同左]				
3907.61	000	0 ー粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの		KG	3907.60	000	1 ーポリ(エチレンテレフタレート)		KG		
3907.69	000	6 ーその他のもの		KG							
3907.70 }		[略]			3907.70 }		[同左]				
3907.99		[略]			3907.99		[同左]				
39.08 }		[略]			39.08 }		[同左]				
39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)			39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)				
3909.10 }		[略]			3909.10 }		[同左]				
3909.20		[略]			3909.20		[同左]				
		ーその他のアミノ樹脂			3909.30		ーその他のアミノ樹脂				
3909.31	000	5 ーポリ(メチレンフェニルイソシアナート)(粗MDI又はポリメリックMDI)		KG		100	1 ーポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート		KG		
3909.39	000	4 ーその他のもの		KG		900	3 ーその他のもの		KG		
3909.40		[略]			3909.40		[同左]				

新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3909.50		[略]			3909.50		[同左]		
39.10		[略]			39.10		[同左]		
39.26		[略]			39.26		[同左]		
[略]					[同左]				
40.01		[略]			40.01		[同左]		
40.10		[略]			40.10		[同左]		
40.11		ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)			40.11		ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)		
4011.10		[略]			4011.10		[同左]		
4011.50		[削除]			4011.50		[同左]		
					4011.61		—その他のもの(杉綾 ^{あや} 模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。)		
					010 5		—自動車に使用する種類のもの(公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO	KG
					4011.62		—建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(公称の幅が61センチメートル以下のもの)		
					090 1		—その他のもの	NO	KG
					010 4		—自動車に使用する種類のもの(公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO	KG
					4011.63		—建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(公称の幅が61センチメートルを超えるもの)		
					090 0		—その他のもの	NO	KG
					010 3		—自動車に使用する種類のもの(公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO	KG
					4011.69		—その他のもの		
					090 6		—その他のもの	NO	KG
					010 4		—自動車に使用する種類のもの(公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO	KG
					090 0		—その他のもの	NO	KG
4011.70		—農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの					[新規]		
	010 3	—自動車に使用する種類のもの(公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO	KG					
	090 6	—その他のもの	NO	KG					
4011.80		—建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの					[新規]		
	010 0	—自動車に使用する種類のもの(公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO	KG					
	090 3	—その他のもの	NO	KG					

新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4011.90	010	4	NO	KG	4011.92		NO	KG	
		090	NO	KG		010	2	NO	KG
						090	5	NO	KG
					4011.93				
						010	1	NO	KG
						090	4	NO	KG
					4011.94				
						010	0	NO	KG
						090	3	NO	KG
					4011.99				
						010	2	NO	KG
						090	5	NO	KG
40.12 く 40.17		[略]			40.12 く 40.17		[同左]		
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第44類 木材及びその製品並びに木炭					第44類 木材及びその製品並びに木炭				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(p) [略]					(a)～(p) [同左]				
(q) 第96類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)					(q) 第96類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)				
(r) [略]					(r) [同左]				
2～6 [略]					2～6 [同左]				
号注					号注				
1 [略]					1 [同左]				
[削除]					2 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。				
					アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダペーマ、ダークレッドメラランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメラランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、				

新(2017年)				旧(2016年)						
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
				マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サベリ、サキサキ、セプター、シボ、スクビラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ						
44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材			44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材			
		－薪材				4401.10	000	1	－薪材	MT
	000	0	－針葉樹のもの	MT						
	000	6	－針葉樹以外のもの	MT						
			[略]							
			[略]		4401.21				[同左]	
			[略]		4401.22				[同左]	
			－のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)						－のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)	
			[略]		4401.31				[同左]	
			[略]		4401.39				[同左]	
	000	6	－のこくず及び木くず(凝結させたものを除く。)	MT					[新規]	
44.02		[略]			44.02		[同左]			
44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)			44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)			
			－ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したものの		4403.10		－ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したものの			
	000	3	－針葉樹のもの	CM		100	6	－針葉樹のもの	CM	
			－針葉樹以外のもの					－針葉樹以外のもの		
	100	4	－ふたばがき科のもの	CM		210	4	－桐のもの	CM	
	900	6	－その他のもの	CM		220	0	－ふたばがき科のもの	CM	
			－その他のもの(針葉樹のものに限る。)			230	3	－その他のもの	CM	
			－松(マツ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)	CM	4403.20		－その他のもの(針葉樹のものに限る。)			
	000	0	－松(マツ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)	CM		100	3	－まつ属のもの	CM	
			－シトカスプルースのもの			200	5	－シトカスプルースのもの	CM	
			－もみ属又はとうひ属(シトカスプルースを除く。)			300	0	－もみ属又はとうひ属(シトカスプルースを除く。)	CM	
	000	6	－松(マツ属のもの)のその他のもの	CM		400	2	－からまつ属のもの	CM	
			－もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)			500	4	－ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの	CM	
	100	0	－シトカスプルースのもの	CM		600	6	－ヘムロックその他のつが属のもの	CM	
	900	2	－その他のもの	CM		700	1	－レッドシダーその他のねずこ属のもの	CM	
			－もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のそ			800	3	－ダグラスファーその他のとがさわら属のもの	CM	
			うひ(トウヒ属のもの)のそ			900	5	－その他のもの	CM	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4407.11		削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 －針葉樹のもの －松(マツ属のもの)のもの －厚さが160ミリメートル以下のもの			4407.10		削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 －針葉樹のもの －まつ属、もみ属(カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)又はとうひ属(シトカスプルースを除く。)のもの(厚さが160ミリメートル以下のものに限る。)		
	110	0	－	CM		110	1	－	CM
	190	3	－	CM		121	5	－	CM
	910	2	－	CM		129	6	－	CM
4407.12		990	5	CM		210	3	－	CM
		－もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの －厚さが160ミリメートル以下のもの(カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー、パシフィックシルバーファー又はシトカスプルースのものを除く。)				290	6	－	CM
	110	6	－	CM		310	5	－	CM
	190	2	－	CM		321	2	－	CM
	210	1	－	CM		322	3	－	CM
	290	4	－	CM		323	4	－	CM
	911	2	－	CM		329	3	－	CM
	919	3	－	CM		330	4	－	CM
4407.19		990	4	CM		341	1	－	CM
		－その他のもの －カラマツ属のもの(厚さが160ミリメートル以下のものに限る。)				349	2	－	CM
	110	6	－	CM		350	3	－	CM
	190	2	－	CM					
	200	5	－	CM					
		－インセンスシダーのもの －その他のもの －かんながけし又はやすりがけしたもの				361	0	－	CM
	310	3	－	CM		369	1	－	CM
	320	6	－	CM					
		－ヘムロックその他のツガ属のもの －ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの				371	3	－	CM
	390	6	－	CM		379	4	－	CM
		－その他のもの							

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4407.21 4407.28 4407.29	911 912 913 919 991 992 993 999	-----その他のもの	CM		4407.21 4407.28 4407.29	381 389 391 399	-----ダグラスファーその	CM	
		-----厚さが160ミリメ					-----他のとがさわら属の		
		-----トール以下のもの					-----もの		
		-----ホワイトシダー、					-----厚さが160ミリメ		
		-----イエローシダー					-----トル以下のもの		
		-----その他のヒノキ					-----その他のもの		
		-----属のもの					-----その他のもの		
		-----ヘムロックその					-----厚さが160ミリメ		
		-----他のツガ属のも					-----トル以下のもの		
		-----の					-----その他のもの		
		-----ダグラスファー					-----		
		-----その他のトガサ					-----		
		-----ワラ属のもの					-----		
		-----その他のもの					-----		
		-----その他のもの					-----		
-----ホワイトシダー、	-----								
-----イエローシダー	-----								
-----その他のヒノキ	-----								
-----属のもの	-----								
-----ヘムロックその	-----								
-----他のツガ属のも	-----								
-----の	-----								
-----ダグラスファー	-----								
-----その他のトガサ	-----								
-----ワラ属のもの	-----								
-----その他のもの	-----								
-----熱帯産木材のもの	-----								
[略]	[同左]								
-----その他のもの	-----その他のもの								
-----ふたばがき科のもの	-----ふたばがき科のもの								
-----かんながけし又はやす	-----かんながけし又はやす								
-----りがけしたもの	-----りがけしたもの								
-----その他のもの	-----その他のもの								
-----その他のもの	-----その他のもの								
-----チークのもの	-----チークのもの								
-----たがやさん、紅木、し	[新規]								
-----たん又はこくたんのも	[新規]								
-----の	-----その他のもの								
-----リグナムバイタのもの	-----その他のもの								
-----その他のもの	-----その他のもの								
-----ラミンのもの	-----その他のもの								
-----その他のもの	-----その他のもの								
-----その他のもの	-----その他のもの								
[略]	[同左]								
-----かば(カバノキ属のもの)の	[新規]								
-----もの	[新規]								
-----ボブラ又はアスペン(ヤマナ	-----その他のもの								
-----ラン属のもの)のもの	-----その他のもの								
-----その他のもの	-----その他のもの								
-----つけ、したん又はこくた	-----つけ、たがやさん、紅木、								
-----んのもの	-----したん又はこくたんのも								
-----の	-----の								
-----桐のもの	-----桐のもの								
-----ふたばがき科のもの	-----ふたばがき科のもの								
-----かんながけし又はやす	-----かんながけし又はやす								
-----りがけしたもの	-----りがけしたもの								
-----その他のもの	-----その他のもの								
[削除]	-----リグナムバイタのもの								

新(2017年)				旧(2016年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
44.08	500	1	CM		44.08	500	1	CM		
		化粧ばり用単板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)					化粧ばり用単板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			
4408.10		[略] 一熱帯産木材のもの			4408.10		[同左] 一熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。)のもの			
4408.31		[略]			4408.31		[同左]			
4408.39		一その他のもの 一パドック(かりん)、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの 一積層木材を平削りすることにより得られるもの			4408.39		一その他のもの 一パドック(かりん)のもの 一積層木材を平削りすることにより得られるもの			
	110	†	SM	KG	110	5	一集成材	SM	KG	
	120	†	SM	KG	120	1	一その他のもの	SM	KG	
	190	1	SM	KG	190	1	一その他のもの	SM	KG	
	200	4	SM	KG	200	4	一ジュルトンのもの(長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。) 一チークのもの 一積層木材を平削りすることにより得られるもの	SM	KG	
	510	6	SM	KG	510	6	一集成材	SM	KG	
	520	2	SM	KG	520	2	一その他のもの	SM	KG	
	590	2	SM	KG	590	2	一その他のもの 一その他のもの 一積層木材を平削りすることにより得られるもの	SM	KG	
	410	4	SM	KG	410	4	一集成材	SM	KG	
	420	0	SM	KG	420	0	一その他のもの 一その他のもの	SM	KG	
	910	†	SM	KG	910	0	一合板用単板	SM	KG	
4408.90	990	3	SM	KG	4408.90	990	3	一その他のもの 一その他のもの 一積層木材を平削りすることにより得られるもの	SM	KG
	110	3	SM	KG	110	3	一集成材	SM	KG	
	120	6	SM	KG	120	6	一その他のもの	SM	KG	
	190	6	SM	KG	190	6	一その他のもの 一その他のもの 一積層木材を平削りすることにより得られるもの	SM	KG	
	510	4	SM	KG	510	4	一集成材	SM	KG	
	520	0	SM	KG	520	0	一その他のもの 一その他のもの	SM	KG	
	610	6	SM	KG	610	6	一合板用単板	SM	KG	
44.09	690	2	SM	KG	44.09	690	2	一その他のもの さねはぎ加工、溝付けその他こ	SM	KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4409.10	100	れらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			4409.10	100	れらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		
	200	―針葉樹のもの		KG		200	―針葉樹のもの		KG
		―引抜材		KG			―引抜材		KG
		―玉縁及び繰形		KG			―玉縁及び繰形		KG
		―その他のもの					―その他のもの		
	310	――マツ属、モミ属(カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、トウヒ属(シトカスブルースを除く。)	CM	KG		310	――マツ属、もみ属(カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、とうひ属(シトカスブルースを除く。)	CM	KG
		又はカラマツ属のもの(厚さが160ミリメートル以下のものに限る。)					又はからまつ属のもの(厚さが160ミリメートル以下のものに限る。)		
	320	――その他のもの	CM	KG		320	――その他のもの	CM	KG
4409.21		―針葉樹以外のもの			4409.21		―針葉樹以外のもの		
4409.22		[略]					[同左]		
		―熱帯産木材のもの					[新規]		
	100	――引抜材		KG					KG
	200	――玉縁及び繰形		KG					KG
		――その他のもの							
	910	――ふたばがき科のもの	CM	KG					KG
		――その他のもの							
	991	――パドック(かりん)、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	CM	KG					KG
		――その他のもの	CM	KG					KG
4409.29		――その他のもの			4409.29		――その他のもの		
	100	――引抜材		KG		100	――引抜材		KG
	200	――玉縁及び繰形		KG		200	――玉縁及び繰形		KG
		――その他のもの					――その他のもの		
	910	――ふたばがき科のもの	CM	KG		910	――ふたばがき科のもの	CM	KG
		――その他のもの					――その他のもの		
	993	――つげ、したん又はこくたんのもの	CM	KG		991	――かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	CM	KG
		――その他のもの					――その他のもの		
	992	――桐 <small>きり</small> のもの	CM	KG		992	――桐 <small>きり</small> のもの	CM	KG
44.10	999	――その他のもの	CM	KG	44.10	999	――その他のもの	CM	KG
44.11		[略]			44.11		[同左]		
44.12		[略]			44.12		[同左]		
		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材					合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		[略]			4412.10		[同左]		
		―その他の合板(木材(竹製のものを除く。))の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)					―その他の合板(木材(竹製のものを除く。))の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)		
4412.31		―少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの			4412.31		―少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。))のもの		
		――少なくとも一の外面の単					――少なくとも一の外面の単		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		板がダークレッドメラ チ、ライトレッドメラ チ、ホワイトラワン、シ ボ、リンバ、オクメ、オ ベチェ、アカジョアフリ カ、サペリ、バイロラ、 マホガニー(スウィエテ ニア属のもの)、パリス サンドルパラ、パリス サンドルリオ又はパリス サンドルロゼのもの					板がダークレッドメラ チ、ライトレッドメラ チ、ホワイトラワン、シ ボ、リンバ、オクメ、オ ベチェ、アカジョアフリ カ、サペリ、バイロラ、 マホガニー(スウィエテ ニア属のもの)、パリス サンドルパラ、パリス サンドルリオ又はパリス サンドルロゼのもの		
		-----ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイ その他これらに類する 表面加工をしたもの					-----ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイ その他これらに類する 表面加工をしたもの		
111	6	-----側面にさねはぎ加 工、溝付けその他こ れらに類する加工を したもの	CM	SM	111	6	-----側面にさねはぎ加 工、溝付けその他こ れらに類する加工を したもの	CM	SM
191	2	-----その他のもの	CM	SM	191	2	-----その他のもの	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----厚さが6ミリメー トル未満のもの					-----厚さが6ミリメー トル未満のもの		
911	1	-----厚さが3ミリメー トル未満のもの	CM	SM	911	1	-----厚さが3ミリメー トル未満のもの	CM	SM
921	4	-----厚さが3ミリメー トル以上6ミリ メートル未満のも の	CM	SM	921	4	-----厚さが3ミリメー トル以上6ミリ メートル未満のも の	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
931	0	-----厚さが6ミリメー トル以上12ミリ メートル未満のも の	CM	SM	931	0	-----厚さが6ミリメー トル以上12ミリ メートル未満のも の	CM	SM
941	3	-----厚さが12ミリメー トル以上24ミリ メートル未満のも の	CM	SM	941	3	-----厚さが12ミリメー トル以上24ミリ メートル未満のも の	CM	SM
951	6	-----厚さが24ミリメー トル以上のもの	CM	SM	951	6	-----厚さが24ミリメー トル以上のもの	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイ その他これらに類する 表面加工をしたもの					-----ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイ その他これらに類する 表面加工をしたもの		
119	†	-----側面にさねはぎ加 工、溝付けその他こ れらに類する加工を したもの	CM	SM	119	0	-----側面にさねはぎ加 工、溝付けその他こ れらに類する加工を したもの	CM	SM
199	†	-----その他のもの	CM	SM	199	3	-----その他のもの	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----厚さが6ミリメー トル未満のもの					-----厚さが6ミリメー トル未満のもの		
919	†	-----厚さが3ミリメー トル未満のもの	CM	SM	919	2	-----厚さが3ミリメー トル未満のもの	CM	SM
929	†	-----厚さが3ミリメー トル以上6ミリ メートル未満のも の	CM	SM	929	5	-----厚さが3ミリメー トル以上6ミリ メートル未満のも の	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
939	†	-----厚さが6ミリメー トル以上12ミリ メートル未満のも	CM	SM	939	1	-----厚さが6ミリメー トル以上12ミリ メートル未満のも	CM	SM

新(2017年)					旧(2016年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
4412.33	949	†	の -----厚さが12ミリメ ートル以上24ミリ メートル未満のも の	CM	SM	949	4	の -----厚さが12ミリメ ートル以上24ミリ メートル未満のも の	CM	SM
	959	†	の -----厚さが24ミリメ ートル以上のもの	CM	SM	959	0	の -----厚さが24ミリメ ートル以上のもの	CM	SM
			---その他のもの(少なくとも一 の外面の単板が針葉樹以外 のものはんの木(ハンノキ属 のもの)、とねりこ(トネリ コ属のもの)、ビーチ(ブナ 属のもの)、かば(カバノキ 属のもの)、桜(サクラ属の もの)、くり(カスタネア属 のもの)、にれ(ニレ属のも の)、ユーカリ(ユーカリ属 のもの)、ヒッコリー(ペカ ン属のもの)、栃の木(トチ ノキ属のもの)、しなの木(シ ナノキ属のもの)、かえで(カ エデ属のもの)、オーク(コ ナラ属のもの)、プラタナス (スズカケノキ属のもの)、 ポプラ若しくはアスペン(ヤ マナラシ属のもの)、はりえ んじゆ(ハリエンジュ属のも の)、ゆりの木(ユリノキ属 のもの)又はウォルナット (クルミ属のもの)のものに 限る。)			4412.32		---その他のもの(少なくとも一 の外面の単板が針葉樹以外 のものに限る。)		
			---ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイそ の他これらに類する表面 加工をしたもの					---ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイそ の他これらに類する表面 加工をしたもの		
	110	3	-----側面にさねはぎ加工、 溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	CM	SM	110	4	-----側面にさねはぎ加工、 溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	CM	SM
	190	6	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメート ル未満のもの	CM	SM	190	0	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメート ル未満のもの	CM	SM
	911	6	-----厚さが3ミリメート ル未満のもの	CM	SM	911	0	-----厚さが3ミリメート ル未満のもの	CM	SM
	912	0	-----厚さが3ミリメート ル以上6ミリメート ル未満のもの	CM	SM	912	1	-----厚さが3ミリメート ル以上6ミリメート ル未満のもの	CM	SM
	991	2	-----その他のもの -----厚さが6ミリメート ル以上12ミリメート ル未満のもの	CM	SM	991	3	-----その他のもの -----厚さが6ミリメート ル以上12ミリメート ル未満のもの	CM	SM
	992	3	-----厚さが12ミリメート ル以上24ミリメート ル未満のもの	CM	SM	992	4	-----厚さが12ミリメート ル以上24ミリメート ル未満のもの	CM	SM
	993	4	-----厚さが24ミリメート ル以上のもの	CM	SM	993	5	-----厚さが24ミリメート ル以上のもの	CM	SM
	4412.34		---その他のもの(少なくとも一 の外面の単板が針葉樹以外 のものに限るものとし、第 4412.33号のものを除く。)							
			---ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイそ の他これらに類する表面							

新(2017年)					旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
4412.39	110	加工をしたもの -----側面にさねはぎ加工、 溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	CM	SM	4412.39					
	190	-----その他のもの	CM	SM						
	911	-----厚さが3ミリメート ル未満のもの	CM	SM						
	912	-----厚さが3ミリメート ル以上6ミリメート ル未満のもの	CM	SM						
	991	-----厚さが6ミリメート ル以上12ミリメート ル未満のもの	CM	SM						
	992	-----厚さが12ミリメート ル以上24ミリメート ル未満のもの	CM	SM						
	993	-----厚さが24ミリメート ル以上のもの	CM	SM						
		--その他のもの(いずれの外面 の単板も針葉樹のものに限 る。)						--その他のもの		
		---ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイそ の他これらに類する表面 加工をしたもの						---ワニス塗装、プリント、 溝付け、オーバーレイそ の他これらに類する表面 加工をしたもの		
	110	-----側面にさねはぎ加工、 溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	CM	SM		110	4	-----側面にさねはぎ加工、 溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	CM	SM
190	-----その他のもの	CM	SM	190	0	-----その他のもの	CM	SM		
910	-----厚さが6ミリメートル 未満のもの	CM	SM	910	6	-----厚さが6ミリメートル 未満のもの	CM	SM		
991	-----厚さが6ミリメート ル以上12ミリメート ル未満のもの	CM	SM	991	3	-----厚さが6ミリメート ル以上12ミリメート ル未満のもの	CM	SM		
992	-----厚さが12ミリメート ル以上のもの	CM	SM	992	4	-----厚さが12ミリメート ル以上のもの	CM	SM		
4412.94		--ブロックボード、ラミンボ ード及びバツテンボード			4412.94		--ブロックボード、ラミンボ ード及びバツテンボード			
120	-----少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの	CM	KG	110	5	-----少なくとも一の単板が 熱帯産木材(この類の 号注2のものに限る。) のもの	CM	KG		
190	-----その他のもの	CM	KG	190	1	-----その他のもの	CM	KG		
900	-----その他のもの	CM	KG	900	†	-----その他のもの	CM	KG		
4412.99		--その他のもの			4412.99		--その他のもの			
130	-----少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの	CM	KG	110	0	-----少なくとも一の単板が 熱帯産木材(この類の 号注2のものに限る。) のもの	CM	KG		
120	-----その他のもの(少なく とも一の外面の単板が 針葉樹以外のものに限 る。)	CM	KG	120	3	-----その他のもの(少なく とも一の外面の単板が 針葉樹以外のものに限 る。)	CM	KG		
190	-----その他のもの	CM	KG	190	3	-----その他のもの	CM	KG		

新(2017年)					旧(2016年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
44.13)	930	1	----	CM	KG	910	2	----	CM	KG	
			-----少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの						-----少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。)のもの		
44.17)	920	5	-----その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	KG	920	5	-----その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	KG	
			-----その他のもの						-----その他のもの	CM	KG
44.18			[略]			44.13)		[同左]			
			木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。)			44.17)		木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。)			
			[略]			44.18		[同左]			
4418.10)			[略]			4418.10)		[同左]			
4418.60			-----組み合わせた床用パネル			4418.60		-----組み合わせた床用パネル			
4418.73	000	2	-----竹製のものと及び少なくとも最上層(摩耗層)が竹製のもの		KG			-----組み合わせた床用パネル			
4418.74	000	1	-----その他のもの(モザイク状の床用のものに限る。)		KG	4418.71	000	4	-----モザイク状の床用のもの	KG	
4418.75	000	0	-----その他のもの(多層のものに限る。)		KG	4418.72	000	3	-----その他のもの(多層のものに限る。)	KG	
4418.79			[略]			4418.79		[同左]			
4418.91	100	0	-----その他のもの			4418.90		-----その他のもの			
			-----竹製のもの				100	1	-----セルラーウッドパネル	SM	KG
			-----セルラーウッドパネル	SM	KG			-----その他のもの			
			-----その他のもの				210	6	-----木製の建具及び床柱		KG
			-----建具及び床柱		KG			-----その他のもの			
			-----その他のもの				221	3	-----欄間	NO	KG
			-----欄間	NO	KG		223	5	-----その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		KG
			-----その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル					-----その他のもの			
			-----その他のもの					-----構造用集成材			
			-----構造用集成材	CM	KG		231	6	-----横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形(正方形を含む。)でないもの	CM	KG
4418.99			-----その他のもの					-----その他のもの			
			-----セルラーウッドパネル	SM	KG			-----横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの(この号の231に掲げるものを除く。)			
			-----その他のもの					-----その他のもの	CM	KG	
			-----木製の建具及び床柱		KG			-----その他のもの			
			-----その他のもの					-----その他のもの			
			-----欄間	NO	KG			-----その他のもの			
			-----その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		KG		232	0	-----その他のもの		
			-----その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル					-----その他のもの			
			-----その他のもの					-----その他のもの			
			-----構造用集成材					-----その他のもの			
			-----横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形(正方形を含む。)でないもの	CM	KG		233	1	-----その他のもの	CM	KG
			-----横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形(正方形を含む。)でないもの	CM	KG		229	4	-----その他のもの		KG

新(2017年)				旧(2016年)							
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
44.19	232	5	-----の横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの(この号の231に掲げるものを除く。)	CM	KG	44.19	4419.00	木製の食卓用品及び台所用品	TH	KG	
	239	5	-----その他のもの	CM	KG						
	291	1	-----直交集成板(CLT)	CM	KG						
	299	2	-----その他のもの		KG						
	4419.11	000	6	-----木製の食卓用品及び台所用品							KG
	4419.12	100	0	-----竹製のもの	TH						KG
				-----他これらに類する板							
	4419.19	900	2	-----箸	TH						KG
				-----その他のもの							
	4419.90	100	6	-----割り箸	TH						KG
-----その他のもの											
44.20	900	1	-----割り箸	TH	KG						
			-----その他のもの								
44.21			[略]								
4421.10	100	2	-----その他の木製品		KG						
			-----その他のもの								
4421.91	200	3	-----竹製のもの		KG						
			-----串								
4421.99	910	6	-----マッチの軸木		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	910	6	-----扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	991	3	-----縦にひいた木材をはぎ合わせたもの(縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	CM	KG						
			-----その他のもの								
4421.99	999	†	-----その他のもの		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	100	0	-----マッチの軸木		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	910	†	-----かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	920	1	-----扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	991	2	-----縦にひいた木材をはぎ合わせたもの(縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	CM	KG						
			-----その他のもの								
4421.99	999	†	-----その他のもの		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	999	†	-----その他のもの		KG						
			-----その他のもの								
4421.99	999	†	-----その他のもの		KG						
			-----その他のもの								

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	999	†	-----その他のもの						
[略]				[同左]					
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品注				第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品注					
1～3 [略]				1～3 [同左]					
4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙(サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラント木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるもののうち、(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもののみを含む。				4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙(サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラント木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。					
5～7 [略]				5～7 [同左]					
8 第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b) [略]				8 第48.01項及び第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b) [同左]					
9～12 [略]				9～12 [同左]					
号注				号注					
[略]				[同左]					
[略]				[同左]					
54.01			[略]		54.01		[同左]		
54.02			合成繊維の長繊維の糸(67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) －強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。)		54.02		合成繊維の長繊維の糸(67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) －強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)		
5402.11			[略]		5402.11		[同左]		
5402.19			[略]		5402.19		[同左]		
5402.20			－強力糸(ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。)		5402.20		－強力糸(ポリエステルのものに限る。)		
	010	1	－絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG		010	1	－絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
			－その他のもの					－その他のもの	
	021	5	－合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG		021	5	－合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
			－その他のもの					－その他のもの	
	022	6	－その他のもの	KG		022	6	－その他のもの	KG
			[略]					[同左]	
5402.31			[略]		5402.31		[同左]		
5402.49			－その他の単糸(より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)		5402.49		－その他の単糸(より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)		
5402.51			[略]		5402.51		[同左]		
5402.52			[略]		5402.52		[同左]		
5402.53			－ポリプロピレンのもの				[新規]		
	010	3	－絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG					
			－その他のもの						
	021	0	－合成繊維又はこれとア	KG					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
5402.59	022	1		KG	5402.59		[同左]		
		セテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							
		-----その他のもの							
		[略]							
5402.61		1		KG	5402.61		[同左]		
		-----その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン							
		[略]							
5402.62		1		KG	5402.62		[同左]		
		-----ポリプロピレンのもの							
		[略]							
5402.63	010	0		KG			[新規]		
		-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
		-----その他のもの							
		[略]							
		021	4	KG					
		-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							
		[略]							
5402.69	022	5		KG	5402.69		[同左]		
		-----その他のもの							
		[略]							
54.03					54.03		[同左]		
		[略]							
54.08					54.08		[同左]		
		[略]							
		[略]							
55.01					55.01		[同左]		
		[略]							
55.02					55.02		[同左]		
		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ							
		5502.10	000	4	KG	5502.00			
		-----アセテートのもの							
		5502.90	000	1	KG		010	3	KG
		-----その他のもの							
		[略]							
55.03					55.03		[同左]		
		[略]							
55.05					55.05		[同左]		
		[略]							
55.06					55.06		合成繊維の短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。)		
		[略]							
5506.10					5506.10		[同左]		
		[略]							
5506.30					5506.30		[同左]		
		[略]							
5506.40	100	3		KG			[新規]		
		-----ポリプロピレンのもの							
		-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							
		[略]							
5506.90	900	5		KG	5506.90		[同左]		
		-----その他のもの							
		[略]							
55.07					55.07		[同左]		
		[略]							
55.16					55.16		[同左]		
		[略]							
		[略]							
56.01					56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維(ブロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネップ		
		紡織用繊維のウォッディング及びその製品					-----その他のウォッディング製品及びウォッディング		
		[略]							
5601.21					5601.21		[同左]		
		[略]							
5601.29					5601.29		[同左]		
		[略]							
5601.30					5601.30		[同左]		
		[略]							
56.02					56.02		[同左]		
		[略]							
56.09					56.09		[同左]		
		[略]							
		[略]							

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
57.01 く 57.03 57.04		[略]			57.01 く 57.03 57.04		[同左]		
5704.10 5704.20	000 3	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)	SM	KG	5704.10 5704.20		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)		
5704.10 5704.20		[略]			5704.10 5704.20		[同左]		
5704.20		1-タイル(表面積が0.3平方メートルを超え1平方メートル以下のものに限る。)			5704.20		[新規]		
5704.90 57.05		[略]			5704.90 57.05		[同左]		
		[略]					[同左]		
第60類 メリヤス編物及びクロセ編物 注 [略] 号注 1 第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステル のマルチフィラメントの編物で、重量が1平方メートル につき30グラム以上55グラム以下、網目が1平方センチメ ートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファーシペル メトリン(ISO)、クロルフェナビル(ISO)、デルタメトリ ン(INN、ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、ペルメト リン(ISO)又はピリミホスメチル(ISO)を染み込ませ又は 塗布したものを含む。				第60類 メリヤス編物及びクロセ編物 注 [同左] [新規]					
60.01 く 60.04 60.05		[略]			60.01 く 60.04 60.05		[同左]		
6005.21 く 6005.24		たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。)			6005.21 く 6005.24		たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。)		
6005.21 く 6005.24		[略]			6005.21 く 6005.24		[同左]		
6005.31 6005.32 6005.33 6005.34	000 6	1-合成繊維製のもの [削除]			6005.31 6005.32 6005.33 6005.34	000 6	1-漂白してないもの及び漂白したものの 2-浸染したもの 3-異なる色の糸から成るもの 4-なせんしたもの		KG KG KG KG
6005.35 6005.36	000 † 000 1	1-この類の号注1の編物 2-その他のもの(漂白してないもの及び漂白したものに限る。)		KG KG			[新規] [新規]		
6005.37	000 0	1-その他のもの(浸染したものに 限る。)		KG			[新規]		
6005.38	000 6	1-その他のもの(異なる色の糸 から成るものに限る。)		KG			[新規]		
6005.39	000 5	1-その他のもの(なせんしたも のに限る。)		KG			[新規]		
6005.41 く 6005.90 60.06		[略]			6005.41 く 6005.90 60.06		[同左]		
		[略]					[同左]		
第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、 紡織用繊維の中古の物品及びぼろ				第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、 紡織用繊維の中古の物品及びぼろ					

新(2017年)				旧(2016年)							
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
注 [略] 号注 1 第6304.20号には、アルファーシペルメトリン(ISO)、クロルフェナビル(ISO)、デルタメトリン(INN、ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、ペルメトリン(ISO)又はピリミホスメチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。				注 [同左] [新規]							
63.01 }		[略]			63.01 }		[同左]				
63.03		[略]			63.03		[同左]				
63.04		その他の室内用品(第94.04項のものを除く。)			63.04		その他の室内用品(第94.04項のものを除く。)				
6304.11		[略]			6304.11		[同左]				
6304.19		[略]			6304.19		[同左]				
6304.20	000 0	一蚊帳(この類の号注1の物品に限る。)		KG			[新規]				
6304.91 }		[略]			6304.91 }		[同左]				
6304.99		[略]			6304.99		[同左]				
63.05 }		[略]			63.05 }		[同左]				
63.10		[略]			63.10		[同左]				
[略]				[同左]							
[略]				[同左]							
第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品				第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品							
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(l) [略] (m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品(例えば、ボタン)、第96.09項の物品(例えば、石筆)、第96.10項の物品(例えば、石盤)及び第96.20項の物品(一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品) (n) [略]				注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(l) [同左] (m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品(例えば、ボタン)、第96.09項の物品(例えば、石筆)及び第96.10項の物品(例えば、石盤) (n) [同左]							
2 [略]				2 [同左]							
[略]				[同左]							
69.01 }		[略]			69.01 }		[同左]				
69.06		[略]			69.06		[同左]				
69.07		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに仕上げ用の陶磁製品			69.07		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)				
		[削除]			6907.10	000 1	一タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)		SM	MT	
		一舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(第6907.30号又は第6907.40号のものを除く。)					[新規]				

新(2017年)					旧(2016年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
6907.21	000	4	—吸水率が全重量の0.5%以下のもの	SM	MT						
6907.22	000	3	—吸水率が全重量の0.5%を超え10%以下のもの	SM	MT						
6907.23	000	2	—吸水率が全重量の10%を超えるもの	SM	MT						
6907.30	000	2	—モザイクキューブその他これに類する物品(第6907.40号のものを除く。)	SM	MT						
6907.40	000	6	—仕上げ用の陶磁製品 [削除] [削除]	SM	MT	6907.90	000	5	—その他のもの 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)	SM	MT
						69.08					
						6908.10	000	6	—タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)	SM	MT
						6908.90	000	3	—その他のもの	SM	MT
69.09			[略]			69.09			[同左]		
69.14			[略]			69.14			[同左]		
第15部 卑金属及びその製品					第15部 卑金属及びその製品						
注					注						
1 この部には、次の物品を含まない。					1 この部には、次の物品を含まない。						
(a)～(l) [略]					(a)～(l) [同左]						
(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、 <u>ペン先</u> 、 <u>一脚</u> 、 <u>二脚</u> 、 <u>三脚</u> その他これらに類する物品その他の第 <u>96類</u> の物品(雑品)					(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、 <u>ペン先</u> その他の第 <u>96類</u> の物品(雑品)						
(n) [略]					(n) [同左]						
2～8 [略]					2～8 [同左]						
[略]					[同左]						
[略]					[同左]						
第74類 銅及びその製品					第74類 銅及びその製品						
注					注						
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。					1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。						
(a)及び(b) [略]					(a)及び(b) [同左]						
(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金(銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の <u>冶金</u> の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、 <u>第28.53項</u> に属する。					(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金(銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の <u>冶金</u> の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、 <u>第28.48項</u> に属する。						
(d)～(h) [略]					(d)～(h) [同左]						
号注					号注						
[略]					[同左]						
[略]					[同左]						
第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品					第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品						
注					注						
1 トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及					1 トーチランプ、可搬式かじ炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及						

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 (a)~(d) [略] 2及び3 [略]				び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 (a)~(d) [同左] 2及び3 [同左]					
82.01 ~ 82.04 82.05		[略] 手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの			82.01 ~ 82.04 82.05		[同左] 手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炬並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		
8205.10 ~ 8205.90		[略]			8205.10 ~ 8205.90		[同左]		
82.06 ~ 82.15		[略]			82.06 ~ 82.15		[同左]		
[略]				[同左]					
83.01 ~ 83.07 83.08		[略] 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパングル			83.01 ~ 83.07 83.08		[同左] 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、ふたまたりリベット、ビーズ及びスパングル		
8308.10 8308.20	000 3	[略] 一管リベット及び二股リベット		KG	8308.10 8308.20	000 3	[同左] 一管リベット及びふたまたりリベット		KG
8308.90 83.09 ~ 83.11		[略] [略]			8308.90 83.09 ~ 83.11		[同左] [同左]		
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a)~(p) [略] (q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)及び第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 2~5 [略]				第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a)~(p) [同左] (q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)					
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 注				第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 注					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1		この類には、次の物品を含まない。 (a)～(f) [略] (g) 第17部の物品用のラジエーター (h) [略]			1		この類には、次の物品を含まない。 (a)～(f) [同左] [新規] (g) [同左]		
2		第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [略] (e) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの [略]			2		第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [同左] (e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの [同左]		
3～8		[略]			3～8		[同左]		
9(A)		第85類の注9(a)及び9(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LED)を含む。 (B)～(D) [略]			9(A)		第85類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。 (B)～(D) [同左]		
		号注					号注		
1		第8465.20号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。			1		[新規]		
2		[略]			1		[同左]		
3		第8481.20号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わつた流体(液体又は気体)の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらには種々の型(減圧型、逆止型等)がある。同号は、第84.81項の他のいかなる号にも優先する。			3		[新規]		
4		[略]			2		[同左]		
84.01		[略]			84.01		[同左]		
84.14		[略]			84.14		[同左]		
84.15		エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに 限るものとし、湿度のみを単 独で調節することができないもの を含む。)			84.15		エアコンディショナー(動力駆動 式ファン並びに温度及び湿度を 変化させる機構を有するものに 限るものとし、湿度のみを単 独で調節することができないもの を含む。)		
8415.10		一窓、壁、天井又は床に取り付 けるように設計したもの(一体 構造のもの又はスプリットシ ステムのものに限る。)			8415.10		一窓又は壁に取り付けるもの (一体構造のもの又はスプ リットシステムのものに限 る。)		
	010	5		NO		010	5		NO
	090	1		NO		090	1		NO
8415.20		[略]			8415.20		[同左]		
8415.90		[略]			8415.90		[同左]		
84.16		[略]			84.16		[同左]		
84.23		[略]			84.23		[同左]		
84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機 器(液体用又は粉用のものに 限るものとし、手動式であるか ないかを問わない。)、消火器(消 火剤を充填してあるかないかを 問わない。)、スプレーガンその他			84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機 器(液体用又は粉用のものに 限るものとし、手動式であるか ないかを問わない。)、消火器(消 火剤を充てんしてあるかないかを 問わない。)、スプレーガンその他		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8424.10	000	5			8424.10	000	5		
		これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器							
		－消火器(消火剤を <u>充填</u> してあるかないかを問わない。)	NO	KG				NO	KG
8424.20		[略]			8424.20				
8424.30		[略]			8424.30				
		－農業用又は園芸用の噴霧器							
8424.41	000	2							
		－可搬式噴霧器	NO	KG					
8424.49	000	1							
		－その他のもの	NO	KG					
		－その他の機器							
8424.82	000	3			8424.81	000	4		
		－農業用又は園芸用のもの	NO	KG				NO	KG
8424.89		[略]			8424.89				
8424.90		[略]			8424.90				
84.25		[略]			84.25				
84.31		[略]			84.31				
84.32		農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー			84.32				
		農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー							
8432.10		[略]			8432.10				
8432.29		[略]			8432.29				
		－播種機、植付け機及び移植機							
8432.31	000	3			8432.30	000	4		
		－不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機	NO	KG				NO	KG
		－その他のもの							
8432.39	000	2							
		－肥料散布機	NO	KG				NO	KG
8432.41	000	0			8432.40	000	1		
		－堆肥散布機	NO	KG					
8432.42	000	6							
		－施肥機	NO	KG					
8432.80		[略]			8432.80				
8432.90		[略]			8432.90				
84.33		[略]			84.33				
84.41		[略]			84.41				
84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第84.56項から第84.65項までの機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン			84.42				
		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン							
8442.30		[略]			8442.30				
8442.50		[略]			8442.50				
84.43		[略]			84.43				
84.55		[略]			84.55				
84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械			84.56				
		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械							
		－レーザーその他の光子ビームによるもの			8456.10	000	4		
8456.11	000	3						NO	KG
		－レーザーによるもの	NO	KG					
8456.12	000	2							
		－その他の光子ビームによるもの	NO	KG					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8456.20		[略]			8456.20		[同左]		
8456.30		[略]			8456.30		[同左]		
8456.40	000	2					[新規]		
8456.50	000	6					[新規]		
8456.90		[略]			8456.90		[同左]		
84.57		[略]			84.57		[同左]		
84.58		[略]			84.58		[同左]		
84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)			84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)		
8459.10		[略]			8459.10		[同左]		
8459.39		[略]			8459.39		[同左]		
8459.41	000	2			8459.40	000	3		
8459.49	000	1							
8459.51		[略]			8459.51		[同左]		
8459.59		[略]			8459.59		[同左]		
8459.61		[略]			8459.61		[同左]		
8459.70		[略]			8459.70		[同左]		
84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)			84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)		
8460.12	000	1			8460.11	000	2		
8460.19		[略]			8460.19		[同左]		
8460.22	000	5			8460.21	000	6		
8460.23	000	4					[新規]		
8460.24	000	3					[新規]		
8460.29		[略]			8460.29		[同左]		
8460.31		[略]			8460.31		[同左]		
8460.90		[略]			8460.90		[同左]		
84.61		[略]			84.61		[同左]		
84.64		[略]			84.64		[同左]		
84.65		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。)			84.65		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。)		
8465.10		[略]			8465.10		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8465.20	000	4	NO	KG			[新規] [同左]		
8465.91		[略]			8465.91		[同左]		
8465.99		[略]			8465.99		[同左]		
84.66		第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー			84.66		第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー		
8466.10		[略]			8466.10		[同左]		
8466.20		[略]			8466.20		[同左]		
8466.30	000	6	NO	KG	8466.30	000	6	NO	KG
		一割出台その他の特殊な附属装置(機械用のものに限る。)					一割出台その他の特殊な附属装置(加工機械用のものに限る。)		
		[略]					[同左]		
8466.91		[略]			8466.91		[同左]		
8466.94		[略]			8466.94		[同左]		
84.67		[略]			84.67		[同左]		
84.68		[略]			84.68		[同左]		
		[削除]			84.69		[同左]		
					8469.00	000	†	NO	KG
							タイプライター(第84.43項のプリンターを除く。)及びワードプロセッサ		
84.70		[略]			84.70		[同左]		
84.72		[略]			84.72		[同左]		
84.73		第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)			84.73		第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)		
		[削除]			8473.10	000	†	NO	KG
							一第84.69項の機械の部分品及び附属品		
		[略]					[同左]		
8473.21		[略]			8473.21		[同左]		
8473.40		[略]			8473.40		[同左]		
8473.50	000	0		KG	8473.50	000	0		KG
		一第84.70項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品					一第84.69項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品		
84.74		[略]			84.74		[同左]		
84.87		[略]			84.87		[同左]		
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					
注				注					
1及び2 [略]				1及び2 [同左]					
3 第85.07項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品(例えば、接続子、温度制御装置(サーミスター等)及び回路保護装置)とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。				[新規]					
4 [略]				3 [同左]					
5 [略]				4 [同左]					
6 [略]				5 [同左]					
7 [略]				6 [同左]					
8 [略]				7 [同左]					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
9					8				
		第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) [略] (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 (i)～(iii) [略] (iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの) この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。 2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。 3(a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。 (b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。 (c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。 (d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。 この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。					第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) [同左] (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 (i)～(iii) [同左] [新規]		
10					9				
85.01		[略]			85.01		[同左]		
85.27					85.27				
85.28		モニター及びプロジェクター(テ			85.28		モニター及びプロジェクター(テ		

新(2017年)				旧(2016年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
8528.42	000	レビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター			8528.41	000	レビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター			
		－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO				－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO	
8528.49		[略]			8528.49		[同左]			
		－その他のモニター					－その他のモニター			
8528.52	000	レビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター			8528.51	000	レビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター			
		－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO				－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO	
8528.59		[略]			8528.59		[同左]			
		－プロジェクター					－プロジェクター			
8528.62	000	レビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター			8528.61	000	レビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター			
		－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO				－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO	
8528.69		[略]			8528.69		[同左]			
		[略]					[同左]			
8528.71		[略]			8528.71		[同左]			
8528.73		[略]			8528.73		[同左]			
85.29		[略]			85.29		[同左]			
85.30		[略]			85.30		[同左]			
85.31		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。)			85.31		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。)			
8531.10		[略]			8531.10		[同左]			
8531.20	000	－表示盤(液晶デバイス(LCD)又は発光ダイオード(LED)を自蔵するものに限る。)	NO	KG	8531.20	000	－表示盤(液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。)	NO	KG	
8531.80		[略]			8531.80		[同左]			
8531.90		[略]			8531.90		[同左]			
85.32		[略]			85.32		[同左]			
85.38		[略]			85.38		[同左]			
85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ			85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。) 並びにアーク灯			
8539.10	000	－シールドビームランプ	NO	KG	8539.10		－シールドビームランプ			
						010	2	－自動車用のもの	NO	KG
						020	5	－その他のもの	NO	KG
		－その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。)						－その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。)		
8539.21		[略]			8539.21		[同左]			
8539.22		[略]			8539.22		[同左]			
8539.29		－その他のもの			8539.29	000	1	－その他のもの	NO	KG
	010	4	NO	KG						
		－白熱電球(A形又はPS形のものに限る。)								

新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8539.31 8539.49 8539.50	090	0 ---その他のもの [略]	NO	KG	8539.31 8539.49		[同左]		
8539.90	010 090 000	† † 3 ---A形のもの ---その他のもの ---部分品	NO NO	KG KG KG	8539.90		[新規]		
85.40 85.41		[略]			85.40 85.41	010 090	6 2 ---自動車用シールドビームランプのもの ---その他のもの		KG KG
8541.10		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)を含む。)、発光ダイオード(LED)及び圧電結晶素子			8541.10		---ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオード(LED)を除く。)		
8541.21 8541.30 8541.40	010 090	5 1 ---平均順電流が100ミリアンペア未満のもの ---その他のもの [略]	NO NO		8541.21 8541.30 8541.40	010 090	5 1 ---平均順電流が100ミリアンペア未満のもの ---その他のもの [同左]		NO NO
8541.50 8541.90 85.42 85.48	010 020 090	3 6 6 ---発光ダイオード(LED) ---光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。) ---その他のもの [略]	NO NO NO		8541.50 8541.90 85.42 85.48	010 020 090	3 6 6 ---発光ダイオード ---光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。) ---その他のもの [同左]		NO NO NO
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品注					第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品注				
1 [略]					1 [同左]				
2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。 (a)~(d) [略] (e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品(この部の物品用のラジエーターを除く。)、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。) (f)~(l) [略]					2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。 (a)~(d) [同左] (e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。) (f)~(l) [同左]				
3~5 [略] [略] [略]					3~5 [同左] [同左] [同左]				
87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)			87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)		
8701.10	000	4 ---軸トラクター	NO	KG	8701.10	000	4 ---歩行操縦式トラクター	NO	KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8701.20		[略]			8701.20		[同左]		
8701.30		[略]			8701.30		[同左]		
8701.91		－その他のもの			8701.90		－その他のもの		
		－エンジン出力が18キロワット以下のもの				011	5	－農業用のもの	
	010	－農業用のもの	NO	KG				－公称馬力が70馬力以上のもの	NO KG
	090	－その他のもの	NO	KG		019	6	－その他のもの	NO KG
8701.92		－エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの				090	0	－その他のもの	NO KG
	010	－農業用のもの	NO	KG					
	090	－その他のもの	NO	KG					
8701.93		－エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの							
	011	－農業用のもの	NO	KG					
	012	－エンジン出力が52キロワット以下のもの	NO	KG					
	090	－その他のもの	NO	KG					
8701.94		－エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの							
	010	－農業用のもの	NO	KG					
	090	－その他のもの	NO	KG					
8701.95		－エンジン出力が130キロワットを超えるもの							
	010	－農業用のもの	NO	KG					
	090	－その他のもの	NO	KG					
87.02		10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車			87.02		10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車		
8702.10	000	－ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの	NO		8702.10	000	－ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したもの	NO	
8702.20	000	－駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの	NO				[新規]		
8702.30	000	－駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもの	NO				[新規]		
8702.40	000	－駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	NO				[新規]		
8702.90		[略]			8702.90		[同左]		
87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)			87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)		
8703.10		[略]			8703.10		[同左]		
		－その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに限る。)					－その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))を搭載したものに限る。)		
8703.21		[略]			8703.21		[同左]		
8703.24		－その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに限る。)			8703.24		－その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに限る。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8703.31 └ 8703.33 8703.40	000	†			8703.31 └ 8703.33				
		縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに 限る。) [略]					縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに 限る。) [同左]		
		ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したものに 限るものとし、外部電源に接続することにより充電することが できるものを除く。)		NO			[新規]		
8703.50	000	†					[新規]		
		ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び 電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続すること により充電することができるものを除く。)		NO			[新規]		
8703.60	000	†					[新規]		
		ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び 電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電 することができるものに限る。)		NO			[新規]		
8703.70	000	†					[新規]		
		ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及び セミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部 電源に接続することにより充電することができるものに限る。)		NO			[新規]		
8703.80	000	†					[新規]		
		ーその他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載した ものに限る。)		NO			[新規]		
8703.90					8703.90		[同左]		
87.04					87.04		[同左]		
└					└		[同左]		
87.10					87.10				
87.11					87.11		モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付き であるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイド カー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー		
8711.10					8711.10		[同左]		
└					└		[同左]		
8711.50					8711.50		[新規]		
8711.60	000	4		NO			[新規]		
		ー駆動原動機として電動機を有するもの					[同左]		
8711.90					8711.90		[同左]		
87.12					87.12		[同左]		
└					└		[同左]		
87.16					87.16		[同左]		
[略]					[同左]		[同左]		
[略]					[同左]		[同左]		
第90類		光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			第90類		光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(f) [略] (g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械(第84.25項から第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機(第84.41項参照)、第84.66項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構を有するもの(例えば、光学式割出台)を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの(例えば、芯出し望遠鏡)を除く。)、計算機(第84.70項参照)、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器(感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。) (h)～(k) [略] (l) 第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 (m) [略] (n) [略] 2～7 [略]				注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(f) [同左] (g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械(第84.25項から第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機(第84.41項参照)、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構を有するもの(例えば、光学式割出台)を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの(例えば、しん出し望遠鏡)を除く。)、計算機(第84.70項参照)、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器(感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。) (h)～(k) [同左] [新規] (l) [同左] (m) [同左] 2～7 [同左]					
90.01 } 90.05 90.06		[略] 写真機(映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。) [削除]			90.01 } 90.05 90.06		[同左] 写真機(映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)		
9006.30 } 9006.99 90.07 } 90.33		[略]			9006.10 9006.30 } 9006.99 90.07 } 90.33	000 3	一製版に使用する種類の写真機	NO	KG
[略]				[同左]					
第92類 楽器並びにその部分品及び附属品				第92類 楽器並びにその部分品及び附属品					
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) [略] (d) 楽器の清掃用ブラシ(第96.03項参照)及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第96.20項参照) (e) [略] 2 [略]				注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) [同左] (d) 楽器の清掃用ブラシ(第96.03項参照) (e) [同左] 2 [同左]					
[略]				[同左]					
[略]				[同左]					
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物					
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) [略] (m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第96.20項参照) 2～4 [略]				注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) [同左] [新規] 2～4 [同左]					
94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品			94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
9401.10		[略]			9401.10		[同左]		
9401.40		－とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け			9401.40		－とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
9401.52	000	4 ー竹製のもの	NO	KG	9401.51	000	5 ー竹製又はとう製のもの	NO	KG
9401.53	000	3 ーとう製のもの	NO	KG					
9401.59		[略]			9401.59		[同左]		
		[略]					[同左]		
9401.61		[略]			9401.61		[同左]		
9401.90		[略]			9401.90		[同左]		
94.02		[略]			94.02		[同左]		
94.03		その他の家具及びその部分品			94.03		その他の家具及びその部分品		
9403.10		[略]			9403.10		[同左]		
9403.70		－その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具			9403.70		－その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具		
9403.82	000	† ー竹製のもの	NO	KG	9403.81	000	† ー竹製又はとう製のもの	NO	KG
9403.83	000	† ーとう製のもの	NO	KG					
9403.89		[略]			9403.89		[同左]		
9403.90		[略]			9403.90		[同左]		
94.04		[略]			94.04		[同左]		
94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)			94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		
9405.10		ーシャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)			9405.10	000	3 ーシャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)		KG
	010	6 ー発光ダイオード(LED)光源を据え付けたもの		KG					
	090	2 ーその他のもの		KG					
9405.20		[略]			9405.20		[同左]		
9405.30		[略]			9405.30		[同左]		
9405.40		ー電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)			9405.40		ー電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)		
	010	4 ーサーチライト及びスポットライト		KG		010	4 ーサーチライト及びスポットライト		KG
		ーその他のもの							
	091	1 ー発光ダイオード(LED)光源を据え付けたもの		KG		090	0 ーその他のもの		KG
	099	2 ーその他のもの		KG					
9405.50		[略]			9405.50		[同左]		
9405.60		[略]			9405.60		[同左]		
		一部分品					一部分品		
9405.91		[略]			9405.91		[同左]		
9405.92		[略]			9405.92		[同左]		
9405.99	000	5 ーその他のもの		KG	9405.99		ーその他のもの		
						020	4 ー木製のもの		KG
							ーその他のもの		
						091	5 ー卑金属製のもの		KG
						099	6 ーその他のもの		KG

新(2017年)					旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
94.06 9406.10	010	4			94.06 9406.00	010	0			
		プレハブ建築物 －木製のもの －床のあるもの(一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。)	ST	KG				プレハブ建築物 －床のあるもの(一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。)	ST	KG
9406.90	090	0				090	3			
		－その他のもの	ST	KG				－その他のもの	ST	KG
	010	1								
		－床のあるもの(一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。)	ST	KG						
	090	4								
		－その他のもの	ST	KG						
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品					第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品					
注					注					
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。					
(a)～(d) [略]					(a)～(d) [同左]					
(e) 第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類(肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ)並びに第61類又は第62類の紡織用繊維製の仮装用の衣類					(e) 第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類					
(f)～(t) [略]					(f)～(t) [同左]					
(u) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第96.20項参照)					[新規]					
(v) [略]					(u) [同左]					
(w) [略]					(v) [同左]					
2～5 [略]					2～5 [同左]					
号注					号注					
[略]					[同左]					
[略]					[同左]					
96.01 96.19 96.20 9620.00	000	+			96.01 96.19					
			[略]					[同左]		
			一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	KG				[新規]		
[略]					[同左]					